

ることとしております。

以上、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいま

すようお願い申し上げます。

○委員長(鷲崎均君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢田部理君 最初に、大蔵大臣に伺いたいと思

います。

今日の財政は異常な危機を迎えてると思うわ

けであります。が、大蔵大臣としていま抱えている

財政の問題点、危機の内容等々についてどのよう

に認識をされてるか、まず伺いたいと思いま

す。

○国務大臣(村山達雄君) すでに御高承のとおり、今年度は景気促進、特に内需拡大のために臨時異例の財政措置を講じたところでございます。

すなわち、財政主導型によりましてこの目的を達成しようとすることござります。したがいまし

て、できるだけの景気に背馳しない範囲でいまお

詰りしております。酒税、あるいは先般御議決いた

だきました有価証券取引税、あるいはまた石油税

等ある種の負担増を求めておりますし、また、い

わゆる前倒しによりまして財源措置を所屬年度区

分を改正したにもかかわらず、公債依存度は異常

に実質で計算いたしますと三七%という大変な

ものでございます。本年におきましても、やはり國債

存度はぼつぼつニュース入つておるわけでござい

ますが、恐らく最高で一六%ぐらいではなかろ

かといま思つておるぐらいでござります。その意

味できわめて高い公債依存度でござります。

そこで、私たちが一番考えております問題は、

一つはこのまま財政がくらんでまいりますと、

あるいは現行のままでありますと、やはり國債

費の償還利払い費は大変な額に達するわけでござ

ります。したがいまして、一方財政需要の方は國

民生活の向上とかあるいは福祉の問題とか文教問

題であるとか、年々そのサービスの増加が國民か
ら期待されるところでございます。

こういったことを考えますと、今後の財政支出

に当たりまして、ほとんど公債その他のいわば當

然増経費が大きくなりまして、そのときどきに財

政が機動的に応じなければならぬ政策経費がほ

とんどもう出てこないという問題が第一に指摘さ

れねばならぬのでございます。これは財政に課せ

られましたいわば資源配分機能であるとかあるいは

は景気調整機能こういったものが失われるとい

うこととは当然でございまして、われわれはまず第

一にそのことを心配いたしておるのでございま

す。

それから第二番目に心配でありますのは、現在

はまだ貯蓄と投資の関係で、家計の貯蓄を從来民

間の設備投資でこれは必要しておったわけでござ

いますが、現在民間の投資意欲はございません。

したがいまして、財政がその分を肩がわりいたし

まして、そして公共投資を中心として投資を行い、

立ちおくれておる社会資本の充実を図りながら内

需拡大を進めしていく、財務と投資のバランスをそ

こにとりつ景気の振興を図つておるわけでござ

ります。しかし、やがていつかは財政主導型の経

済になつてしまりますと、当然のこととございま

すが、資金需要が出てくるのでござります。

現在のようには、その場合はちょうどある程度まで

圧縮することができるわけでござります。なぜな

れば、もともと景気需要のためにやつておるわけ

でござりますし、ですからその点はある程度彈力

的に抑えることはできるにいたしましても、特例

債の方はこれは経常経費を貯つておるわけでござ

りますし、あれ何であれ、そういう経常経費を貯つてお

るのではありませんか。それでござります。

○國務大臣(村山達雄君) まず、臨時異例とい

るのはいつまで統くかという話でござります。こと

はそのような意味でやつたわけでございま

すが、どういう方法で財源を含めた償還計画を考え

ておられるのか、その辺を明確にしてほしいと思

うんです。

大づかみに分けまして、私たちはこの三つの問

題をいま財政問題として大きく考えておるところ

でござります。まあ世界でこんなに公債依存して

いる国はございません。それから四十九年から考

えてみると、五十二年度まで歳出の方は大体二

〇%のスピードで伸びてまいりました。ところ

が、租税収入の方は一〇%弱でしか伸びていません

のでござります。このアンバランスを全部国債で

賄つておる状態でござります。これは考えてみま

すと、歳入の方はいわば現実の経済、減速経済に

入つておるそのままを反映しておるわけでござ

りますし、歳出は、言葉はどうかわかりませんけれ

ども、結果において高度成長時代の歳出の後を追

つておると、中身は違いましょうけれども、形で

いうとそういうことになつておるわけでございま

して、以上三點を考えますと、われわれはなかなか

か重大な財政の時代を迎えておる、こんな認識で

おるのでござります。

○矢田部理君 できるだけ簡単にお答えをいただ

きたいわけですが、そこで、いま問題になつてお

る法律で制度が決まつておるわけでござります

急速には縮まらない。そういうことになります

と、両方の需要を満たさねばならぬということに

いうことを一つ大上段に掲げておるわけですね。

一方で臨時異例の措置とはいへ、いままで三〇%

以上は出さないんだと何度もここで大蔵大臣も述

べてきたのに、ことしほれを破りました。しか

も同時に、一方では公債に抱かれた財政を何とか

克服をしたいという看板を出しているわけです

が、その関係をやつぱりどういうふうに考えるわ

けでございます。

第三番目の問題はいわゆる償還の問題でござい

まして、いままで大量の国債を発行いたしておる

わけでございまして、この償還の問題、それはや

がて償還財源につながるわけでござりますけれど

も、それを何の用意なくしてそのままするするい

つてしまふと、これは後代に負担を残すと、こう

いう問題につながりますけれども、これが

世代間の公平の見地からどのようなものであろう

か。

大づかみに分けまして、私たちはこの三つの問

題をいま財政問題として大きく考えておるところ

でござります。まあ世界でこんなに公債依存して

いる国はございません。それから四十九年から考

えてみると、五十二年度まで歳出の方は大体二

〇%のスピードで伸びてまいりました。ところ

が、租税収入の方は一〇%弱でしか伸びていません

のでござります。このアンバランスを全部国債で

賄つておる状態でござります。これは考えてみま

すと、歳入の方はいわば現実の経済、減速経済に

入つておるそのままを反映しておるわけでござ

りますし、歳出は、言葉はどうかわかりませんけれ

ども、結果において高度成長時代の歳出の後を追

つておると、中身は違いましょうけれども、形で

いうとそういうことになつておるわけでございま

して、以上三點を考えますと、われわれはなかなか

か重大な財政の時代を迎えておる、こんな認識で

おるのでござります。

○國務大臣(村山達雄君) まず、臨時異例とい

るのはいつまで統くかという話でござります。こと

はそのような意味でやつたわけでございま

すが、どういう方法で財源を含めた償還計画を考え

どうしてもかけないとその素案なり試案なりとい

うものまで行けないんではないかというふうに私は感じております。したがいましてそういう面からしまして、おむね秋口に何かそういうものをつくりていただきたい。それを公表して、また最終答申までの間に幸いに国会ということがまたございますれば国会にももちろん御報告をして、い

らいろ御意見を伺った上で最終答申の方へ持つて

いっていただきたいというふうに私いまのところ考えております。ただ、くどく恐縮ですが、ま

だ会長にも十分御相談しておりますので、私限

りの希望でございます。

○矢田部理君 そうしますとそれは来年、先ほど大蔵大臣のお答えですとできれば増税の方向を打

ち出したい、その重要な中身として、税調に改め

ういう位置づけになりましょうか。

○政府委員(大倉貞隆君) 税調に素案づくりを私

の方からお願いするということでございますが、

しかしそれは同時に、さつき申し上げたように、

税調自身がすでにそういうことをやるということ

を答申の中に言っておられるわけでございます。

タイミングの問題は、その素案なり試案なりを慎重につくるために二、三ヶ月の期間は必要である

うと。

ささらにそれを受けて、私申し上げたように、い

きなりそれを答申してしまってということではなくて、それをもう一度公表して各方面の御意見を伺

いたいと私として考えておりますので、その最終

案がいつになるかということまだ決めてかかっておりません。ただ大臣が申し上げたように、

条件さえ整えば五十四年度から財政再建のために具体的な一步を踏み出したいと大臣も考えておられましようし、私どももそう考えておりますので、仮に条件が整った場合に、しかしままだ間に合

わないよということでも私どもの責任も果たせないわけで、具体的に実施するしないという問題ではなくて、とにかくできるだけの準備は急いでおきたいというふうに私どもは考えておるわけでございま

ざいます。

○矢田部理君 私は非常に危惧を感じております

のは、公債依存財政を克服をしたいと、まあ言葉

づらではそれはそれで十分理解ができるわけでありますが、そのため増税路線を敷く、その増税

路線は言うならば間接税増税の方向で問題の克服

を図っていきたいということが大きな路線として

敷かれ始めてるんじやなからうか。一般消費税には強い抵抗があります。大変な反対もあります

す。いまその問題はまた独自の課題としていろいろ問題は提起しなきなりませんが、したがって

またその余裕はきょうはありませんけれども、や

っぱりかねてから、とりわけ野党側から指摘をさ

れておりますように、財政再建の第一歩は何とい

つたって不公平税制の是正でなきやならぬ。それ

をあいまいにして次に手をつけるということはや

っぱり断じてしてはならないと思うんです。不公平

税制についてはどうも歯切れが悪い。あるいは

具体的にその日程なり是正の中身が示されない

たとえば医師優遇税制についても来年は考えたい

といふことで、来年は撤廃するという意味な

のかどうか、その他の不公平税制について来年は

どうしようとしているのか、それをまず第一にやる

べきだし、それが財政再建の重要な第一歩でなき

やならぬと思うのですが、大蔵大臣いかがでしょ

うか。

○政府委員(大倉貞隆君) 税調に素案づくりを私

の方からお願いするということでございますが、

しかしそれは同時に、さつき申し上げたように、

税調自身がすでにそういうことをやるということ

を答申の中に言っておられるわけでございます。

○矢田部理君 べきだとしているのか、それをまず第一にやる

べきだし、それが財政再建の重要な第一歩でなき

やならぬと思うのですが、大蔵大臣いかがでしょ

うか。

○政府委員(大倉貞隆君) 御指摘の物の考え方

私どもも同じようと考えているわけでございます

ので、それを申し上げたように、

条件さえ整えば五十四年度から財政再建のために

具体的な一步を踏み出したいと大臣も考えてお

られました。私どももそう考えておりますので、仮に条件が整った場合に、しかしままだ間に合

わらないよということでも私どもの責任も果たせないわけで、具体的に実施するしないという問題でございまして、とにかくできるだけの準備は急いでおきたいというふうに私どもは考えておるわけでございま

ります。しかし、自民党がこの問題をひとつ今年度限りにするということを決めておりま

す。しかし、また、この医師の優遇税制の始まつた経緯

を考慮まして、その間必要なものがあればそれら

の問題もあわせ調整すると、こういうことを決定

いたしておるわけでございます。私はやはりいま

しばしば御質問が出ましたけれども、これを完全

に総合課税のもとに置くというために、いま具体

的、専門的な勉強を続けております。努力目標と

しましては、五十五年度に現在の制度が期限が参

りますので、それに間に合うようにということを

努力目標にいたしております。

社会保険診療報酬課税につきましては、率直に

申し上げまして、私の立場からすればぜひとも一

度限りとする、五十四年度以降については適切な

措置をその間に検討するということで自民党的方

なつておられますように、いまの制度は五十三年

度限りとする、五十四年度以降については適切な

措置をそのままして、その間に検討するということで自民党的方

です。

○矢田部理君 一応そうちつておきまして、少し

細かい問題に入ります。

今般酒税の値上げを提案されているわけです

が、このお酒、ビールあるいはウイスキーなど区

がりするということは現行制度は撤廃するとい

うことでございます。ただそれにかわってどのよう

な案を出してくるか、そこが中身の問題であるわ

けでございます。私は先ほど申しましたように国

民の納得の得られるような税制をぜひつくりた

い、そのことをいま念願しているわけでございま

す。

○國務大臣(村山達雄君) 現行の制度は今年度限

りに於するということは現行制度は撤廃するとい

うことでございます。ただそれにかわってどのよう

な案を出してくるか、そこが中身の問題であるわ

けでございます。私は先ほど申しましたように国

民の納得の得られるような税制をぜひつくりた

い、そのことをいま念願しているわけでございま

す。

○政府委員(矢島錦一郎君) お答え申し上げます。
す。
自分がござりますが、それぞれ飲量といいますか、
飲む量ですね。いま国民がビールをどの程度飲んで
いるか、お酒をどの程度飲んでいるか等々の状
況についてまず伺いたいと思ひます。

%, 先ほどちょっと御質問がございましたウイ
スキ一が二〇・七%というふうになつております
す。——失礼しました。ちょっとあるいは言い間
違いがあつたと思いますが、しょううちゅうの甲類
が○・八、乙類が○・三%で、合計一・一%でな
ざいます。

はあえて否定いたしません。ただ、その増税をお願いしておりますのは、やはりどういう所得階層にお願いするかという角度からは、酒税の場合になかなか説明はつかないと思います。やはりかなりの所得のある方でもお酒を召し上がる方がいらっしゃいますし、それほど所得の少ない方でもありますから、お酒を召し上がる方もいらっしゃると思います。

同じ線上で考えられるはずのものでありまして、一級と二級を特段区別する理由には必ずしもならないようと思われるわけです。どうも政府の思想の中に貧乏人は安酒がまんせよ、しようとちゅうか二級を飲めということが端的にあらわれてゐるようにも思ひし、もう一つは嗜好品だという説明を先段の直上手の祭も非常に強調をきこえるつたで

ごく最近の数字でございますが、昭和五十二年の暦年でございますが、国内分の需要動向を見まとと、合計で六百四十五万九千キロリットルの酒類が消費されたわけでございますが、そのうち清酒が百六十五万七千キロリットル、うち二級が六十四万、しょうちゅうが二十一万八千キロリットル、ビールが四百十四万八千キロリットル、ウヰスキーチ類が二十八万五千キロリットル、その他が十五万一千キロリットルとなつております。

○矢田部理君 いまちょっとと突然聞いた数字なんでもわからんないんですけど、その中でビールの伸び率、ビールの占める割合はどのぐらいでしよう。

○矢田部理君 ビールはどのぐらいなんですか。
○政府委員(矢島錦一郎君) ビールでございます。
か。ビールは五〇・六%でございます。
○矢田部理君 次の質問であります、いまの数
値でかなり傾向がわかるわけであります、政府
はしうちゅう乙類と清酒二級を括え置いた。
たがつて、今度の値上げに当たつても低所得者層
に対して一定の配慮をしたんだというようなこと
を説明をしているわけですが、実際はそり
う配慮ではなくて、いまの数値でも明らかかな
うに、ほとんどの金体の酒税に占める割合とい
うより、その二つはトキ、しです。どちらかと

やるものですから、酒税の負担をお願いするとき
にどういう所得階層に負担をお願いするかという
ようなアプローチはとりにくい。それからビール
の税率を据え置いたままで他の種類——種類と申
しますのは、ちょっと洒と混同いたしますので、
以後たね類と申し上げさせていただきますが、他
の種類の税率を上げますと、やはり長年かかって
きた種類間の競争上のバランスがござりますの
で、なかなかそういうことは考えられない。
清酒の二級を据え置きました理山は、清酒の二
級が比較的低所得の方々に愛されておるという面
もござりますけれども、一番大きな理由は、やは

○政府委員(矢島鑑一郎君) ヒールの伸び率は最近の五年間で一二〇・九%でございまして、構成比は六四・二%でございます。

○矢田部理君 それからウイスキーは全体でどのくらいの割合か、特級から二級まで含めてが一つと、それからしうちゅう乙類、清酒二級がそれぞれ占める割合について伺つておきたいと思います。

いえは、もうビールが圧倒的に全体の中では大き
い比重を占めている、六割を超えるわけです。酒
税でも五〇%を超える。その意味では大衆酒だから
ら据え置いたというこの意味は、むしろ宣伝効
果にはなるかもしけませんが、この実態を探つて
みるとそうではなくて、税収の伸び率も低下してい
る、全体に占める割合も低い。そこで伸びの一

り清酒と他の種類との競争条件の問題であり、特にその背後にある食管制度のもとで原料米が逐次値上がりするという事情を考えた結果の調整でございます。しょうゆも乙類もこれと並んで考えたわけでございます。合成酒類につきましては、おっしゃるような最近全く伸びがないということも考慮ました。それぞれの理由を考えながら、こ

ことの続きになりますが、清酒一級、清酒特級の負担増加の率をウイスキー、ビールに比べて低くしておられますのは、やはりその原料米の特殊性を考え、私どもは必要な調整と思って御提案しているということをつけ加えさせていただきます。

酒とはそもそも人間にあるいは国民生活にとって何であるかという御質問は、衆議院でも受けま

○政府委員(矢島鑄一郎君) 五十二年の数字でございますが、国内だけでございますが、ウイスキー全体で四・三%でございます。それからしようと申うにつきましては甲類が二%, 乙類が一・四%, 合計で三・四%でございます。それから清酒二級でございますが、九・九%でございます。

○矢田部理君 今度の値上げでしようちゅう乙類と清酒二級を据え置かれたわけですが、酒税の税率全体に占めるしょうちゅう乙類並びに清酒二級の割合はどのぐらいになりますか。

番大きい、あるいは比重の一番大きいビールを上げる、あるいはウイスキーを上げる、税収に占める割合はウイスキーも大きいですね、そういうことが本当のねらいだったんじゃありませんか。

○政府委員(大倉國隆君) 今回御提案しております増税の趣旨は、先ほど提案理由で大臣が申し上げたとおりでございまして、やはり現在の環境のもとで、酒という致醉飲料であり特殊な嗜好品を飲んでおられる方々にぜひ若干の負担の増加をお願いしたいということでございます。その場合

の三つにつきまして、またみりんはもういまやお酒としては全く飲まれていない、みりんは調味料として使われておるということを考えて据え置きというふうに、それぞれの事情を考えながら御提案したわけでございまして、清酒二級と合成清酒、しょうゆらーゼ類を据え置いたから、それは低所得者対策であるというふうに強弁するつもりはございません。

して、酒は百薬の長である、あるいは心の穏さの
捨てどころということで、大臣の言葉をかります
と、人間が生活し始めて以来ずっと酒というもの
はあるんだ、そういう意味で生活に非常に密着し
ておるということは明らかである。しかし同時に
に、酒は気違い水であるということも言われるわ
けでございまして、過度に飲むと自分のみならず
他人に非常に迷惑をかける。そういう意味で、酒
をたくさん飲んで人に迷惑をかけてはいけないと
いうわざわざそういう法律もてきておる、単行法

○政府委員(矢島錦一郎君) 税額でまいりますと、国内分だけでございますが、清酒二級が五・二%でござります。しょうゆう乙類が〇・三

に、ビールを非常にたくさんの方が飲んでおられるという意味で、これは大衆酒類である、大衆酒であるというふうにおっしゃられることを私は

の値上げ等が絡むことは事実でありますし、醸造業者が中小だということもわからないではあります。まざんが、そういうことならば清酒の一級だって

でできておる、また、各種の規制がいろいろにかかるつておるということのように私ども思いますので、やはり非常に生活に密着しておるという点は

もちろん私としてもわかりますし、私自身も大変な飲んべえでございますが、しかし、だからといって生活必需品であるというふうには私どもは考へない。やはり致酔飲料としての特殊性を持つた嗜好品であるというふうに考えることはこれは間違ひはないんじゃないのか。

ほかの国を見ましても、やはり石油ショック以後景気対策に力を挙げながら、同時にしかし財政再建するための努力は重ねられておりますし、ヨーロッパ諸国では毎年酒税を引き上げておる国が

ある、あるいはここ一、一年どの国も一度は必ず引き上げておるというような状況でございますので、やはりこれだけ財政が苦しいときには、しょせん租税は國を支えるための会費であると私考えておりますから、やはり一般の方の会費はなかなか無理かもしれないけれども、お酒を召し上がるの方は少し会費をふやしていただけないかというとをお願いしておるわけでござります。

密接にかかわってきたし、現にかかわっているのであるから、そしてまた相当の人たちがそれを常用しているというか、飲んでいるわけですから、やっぱりそこは生活必需品に準するぐらいの位置づけで問題を考えないといかぬのじやないか。と、ついわけこれは間接税というになりますと、デ

一タにも出ておりますように、逆進性が強いわけですね。これは改めて指摘をするまでもあります。全体の収入に占める割合は低所得者ほど響きが強い、比重が重いわけです。その意味では低所得者は据え置いた二級やしきうちゅう飲んでおればいいんだということではなくて、含めて、いまビールが非常に大衆化してきているわけでしょ。そういう点で逆進性の問題とか、低所得者層に負担を加重させる問題とかいうことをどういうふうに受けとめているのか、考えておられるのか、そのことをやつぱりあわせて聞きたかったわけですが、もう一度その点について答弁を求めます。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど申し上げましたように、酒税の負担を考えるときに、これを所得階層の方からのアプローチというものは非常にむずかしいし、なじまない。やはり酒税が結果として所得階層別にならなければ逆進性を持っていることは私は否定いたしません。それはそういう性格を持つ税だと思っています。しかし、だから酒税の増税は適当でないかということになりますと、やはり私どもとしては、これだけ苦しい財政のときには、お酒という特殊な嗜好品を楽しんでおられる方がもう少し負担をふやしていただけないかというお願ひをしておるわけでござります。

それで、先ほどもお答えをいたしましたが、二級清酒なりしようぢゅう乙類を低所得者対策だと、言つて廃弃するつもりはないんです、私は。それより見まことにやつてお西を次込んでおられるか」と、

現実はどうか、一杯酒を飲んでおられるかといふことで、それは一般的に申せば、二級酒は比較的所得の少ない方が飲んでおられるかもしませんが、二級の也酉はおいしからうと、つて飲まれ

二級の地酒を飲んでいたり、一級の地酒を飲む
方もあるわけですし、所得のいかんにかかわら
ず。それから学生さんは二級酒飲んでいるかとい
うとどうやない、ビールを飲んでいると、最近

はウイスキーを飲んでいるというふうなことでございまして、所得の方からのアプローチで種類の負担を上下左右するということはどうもうまく

いかないんだと思います、酒というものについて
は。お答えになつてあるがどうかわかりません
が、そういうふうに考えます。

○矢田部理君 必ずしも納得できる説明ではあります。が、話題を変えます。

（政府委員（矢島鶴一郎君）） 今御創是案申し上げるが、
壳価格に上乗せすることを許容するわけでしょう
か。

ております酒税の増税につきまして、どの程度小売仙格に反映するかという問題でございますが、酒につきましては、元来自由山仙格ということで、もちろん増税分を転嫁するかどうかということは、それぞれの企業の自主的な判断によるといふ

つが基本で、二三の特徴が、もう一う意味では曾幾

分を前提として、それを転嫁するということはいわば当然のことであらうかと思うわけでございます。

はあくまでも増税額の範囲内にとどめまして、便乗的な値上げはしないというように業界に対して

○矢田部理君 そこで問題になりますのは、値上
強く要請してまいりたいと思っておるところでござ
ります。

げに私は反対ですから、この議論はそれを前提に聞いておいてほしいと思うのですが、仮に値上げをするとしても、いまの酒の価格の中に吸収でき

○政府委員(矢島錦一郎君) 価格の中に吸収できないのをどうかということを一回吟味してみたことがありますか。

ないかとおっしゃいますと、それは企業が負担することになるかどうかという点でございりますか。——まあ、それは当然そういうことも企業と

まして、市場における競争がどういうふうになつては、「自由価格でござりますんで」競争条件ということによつて基本的には決まるわけでございまして、市場における競争がどういうふうになつ

○矢田部理君 私の質問が不正確だったのかもしれませんが、先ほどのお答えですと、いまの価格に増税分だけ上乗せするのはやむを得ないという

考え方方に立っているようですが、冬の前に価値上げをしたとしても、企業努力等々の中現在価格に相当程度吸収できる余地はないのか、価格

○政府委員(矢島錦一郎君) 各企業とも、御案内のように、それぞれ企業努力を一生懸命やつてある。

わけでございまして、清酒は清酒、それからヒールはヒールということをいろいろ努力をいたしまして、増産あるいは増産でなくてもそれぞれに経費の節減を図るということによつて、極力経費の

六

トル、これは特級、一級、二級の加重平均でござりますが、税抜き価格が六百四十四円六十二銭にいたしまして、小売価格が一千三百十七円九十三銭、それに対しまして使用原料費が二百二十四円五十四銭ということになつておりますて、原料費割合は税抜き価格の生産者の場合で約三五%。

それからヒールの場合に引き算して申し上げますと、六百三十三ミリリットルの価格でございま
すが、生産者の税抜き価格が六十四円七十七銭、税込み価格が百四十六円八十銭、小売価格が百九
十五円、そのうち使用原料費が十三円十一銭、そ
の原料費割合は生産者の税抜き価格のうち約二〇
%、それから小売価格のうちで七%ということに
なるらうかと思ひます。

足させていただきますが、一千一百円もののモルトウイスキーを仮に原酒五〇%、その五〇%が輸入と国産それぞれ二五%、それからグレンウヰスキーやの原酒を五〇%入れるという仮定で計算しておきます。

○矢田部理君 そこで、一応その平均的な推計値は伺ったわけですが、また、全体の原価を出せと
以上でございます。

も言いませんが、少なくとも代表的な、たとえば麒麟麦酒なら麒麟麦酒、あるいはサントリ一の角なら角、だるまならだるまということで、代表的

なものの原価を当委員会に資料として出して いた
だきたいと思うんですが、いかがでしようか。

申し上げておりますように、私ども国税庁といった
しましても守秘義務ということで、企業にとって
もどの程度のものかということは最高の機密に属

することございます。したがいまして、先ほど
申し上げておりますように、その価格につきま
しては、ある程度把握しているものもございます

が、個々の企業のものにつきましてお出しすることは、有価証券報告書その他で公表されているものの範囲内外のものについてはお許しいただき

たいと思うわけでございます。

ドされるんだということにはならぬわけでしょ
う。もともと内閣の守秘義務に対する統一見解と
いうのは、ケース・バイ・ケースだというのが

本的な法制局の考え方ですよ。具体的にこの酒税の値上げが論ぜられているわけでありますから、その値上げ分は当然のことながら小売価格に転嫁

されるのか、あるいは転嫁せずに従来の価格の中に吸収可能なのか、あるいは両方にまたがるのか、消費者の立場に立って考えれば一番そのこと

に関心が強いわけです。
したがって、これはどういうふうな取扱いにいた
だくか、一度理事会の方で御協議をいただ

第五部 大蔵委員会会議録第十三号 昭和五十三年四月十三日

大藏委員會會議錄第十三号

昭和五十三年四月十三日

いうふうに指導してきたかという経過を顧みてみますと、ある程度は便乗値上げを防ぎ得たのではないかというふうに思つておるわけでござりますが、いざれにしても基本的には個々の自主的な判断にゆだねられておるわけでございますが、あくまでもやはり便乗値上げといいますか、コストアップの値上げというものと増税による値上げといふのは、やはり個別の企業の事情はいろいろございましようけれども、やはり一応われわれとしては区別して考へるということでございます。当時の指導は、もちろん強制力があるわけじやございませんので、指導にも限界はございますわけでございますが、極力そういうことで便乗値上げの抑制をするというふうに努力してまいりましたし、またこれからもしてまいりたいと思うわけでございます。

御参考までに前回、前々回の増税の場合にどういうふうになつたかということを中心上げます

と、税率アップと同時に並行的に上げないけれども、遠からず値上げをしている傾向がうかがわれます。

それは便乗値上げなのかコストアップによる値上げなのかというの、これはなかなか判断のむずかしいところなんです。

それだけに私どもは、先ほどのまた問題に戻る

のか。その動向等についても率直にやつぱり伺う

と、五十一年の増税の場合にも、五十一年一月十

日に酒税が値上げになつたわけでございますが、

たとえば、一般的な酒の一级というものを見ま

すと、値上げといいますか、増税額が四十六円九

十八銭値上げになつたわけでございますが、その

価格、値上げ価格は五十円というふうになつてお

ります。まあ端数の範囲内で上げておるというこ

とでございます。その後それじゃ小売価格がいつ

上がつたかこれはコストアップという問題、御

承知のように酒米とか、いろいろな問題でやはり

中小企業性が高いという事情もございまして、清

酒についてはその後値上げが行われたわけでござ

りますが、それは一年半たちました五十二年六月

に値上げが行われているという実情になつておる

わけでございます。

それから、たとえばビールにつきましては、前

回十四円九十四銭の増税額になりましたのでござ

りますが、値上げ額は十五円にとどめておりまし

て、その後、コストアップその他による引き上げはございません。

ウイスキーにつきましては、たとえばサント

リーアの角でございますが、百四十九円二十五銭増額があつたわけでございますが、値上げ額は百五十円ということで千八百円の増税後の価格になりますが、いざれにしても基本的に個々の自主的な判断でござりますが、あくまでもやはり便乗値上げといいますか、コストアップの値上げといふのは、やはり個別の企業の事情はいろいろございましようけれども、やはり一応われわれとしては区別して考へるということでございます。当時の指導は、もちろん強制力があるわけじやございませんので、指導にも限界はございますわけでございますが、極力そういうことで便乗値上げの抑制をするというふうに努力してまいりましたし、またこれからもしてまいりたいと思うわけでございます。

○矢田部理君 値上げがなかつたとき、あるいは

なかつた種類についてのみいろいろ議論されても困るのですがね。

過去の事例、私の方でいたいた資料による

と、税率アップと同時に並行的に上げないけれども、遠からず値上げをしている傾向がうかがわれます。

それは便乗値上げなのかコストアップ

による値上げなのかというの、これはなかなか

か判断のむずかしいところなんです。

それだけに私どもは、先ほどのまた問題に戻る

のか。その動向等についても率直にやつぱり伺う

意味でも、先ほどのまた原価論に戻るわけであります。

ですが、原価に関する資料をぜひ出してほしいと

思つわけでありますし、同時に、過去の酒税のアッ

ップとそれからその後の小売価格の値上げの百

八

つておきたいと思います。

○政府委員(水田治雄君) ただいまの御質問でござりますが、五十三年度の酒税値上げの五十三年

度消費者物価に与える影響は〇・一%程度といふように考えておりますが、便乗値上げの点につきましても、その後値上げがないという状況になつております。

○矢田部理君 確かにこの酒税をも含め

りまして、その後値上げがないという状況になつております。

五十五円

でございます。

か、特に雇用者の所得というこの増加に影響を及ぼすわけでございまして、先行き最近のいろいろな経済指標、生産とか出荷とか在庫の調整といったようなものに明るい面が出てきておるというふうなことをしばしば申しておるわけでございますけれども、そういう面と相ましまして、消費者の心理の好転と申しますか、消費者マインドの好転ということを考えられます。このことは考えられるわけでございます。

したがいまして、今後先般の一月、二月の家計調査とか、毎月労働者統計といふようなものにあらわれております実質の所得の増加、個人の所得の増加に伴う消費者動向に対する影響といったようなものが非常にいい影響の方に持ってきておりますので、今般予想されおります酒税の値上げ、それが〇・一%程度ということでございますれば、個人消費の拡大、内需振興ということに対してはほとんど影響はないと考えておるわけでございます。

○矢田部理君 少し甘い見方だと思うんです。物価が鎮静しているのは何も政府の功績だというふには私は思わないんです。むろんデフレ効果といいますか、等々も含めて個人の消費が冷え込んでしまったことが最大の原因だというふうに思いますが、そういう物価の冷え込んだ、物価といふが消費の冷え込んだ状況に乗つかって物価もやっぱりおさまっているという状況に乗つかって次々と政府は、ことしの特徴はつまり食い増税といふますか、いろんなやりくりも含めてやってきていることにやっぱり問題意識を持つわけですが、とりわけこれは、酒税だけではなくて今後いろんな公共料金の値上げが予定をされているわけです。国鉄運賃、私鉄もそうでありましょう。あるいはすでに公立学校といいますが、国立学校等の授業料等も上がる、公団住宅の家賃も上がる、あるいは医療費、健康保険関係の診療報酬も上がる、保険料も上がる、こういうようなことを考えていきますと、酒だけというわけにはやっぱりいきませんが、この辺を含めたいわば物価見通しをひとつ伺いたい。

それから二一番目には、公共投資を大々的に行つていることが一つのきっかけになって、御承知のように建設関連資材が急騰している、セメント等を始めとして。この状況がどうなるのか、それに対しても、そういう面と相ましまして、消費者の心を初めとして。この状況がどうなるのか、それに対しても、土地税制が緩和されました。公共投資の拡大と相まつてそのことが土地の値上げを誘発する、現にそういう傾向が出始めているわけあります。ですが、危険性も高いと思われるわけでありますので、その点も含めて経企庁としてどういうふうにつかんでおられ、どういう見通しなりを持っておられる、そのための対策として何を考えておられるのか等々含めてお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(水田治雄君) ただいまの御質問でござりますが、まず第一の公共料金の関係につきましては、五十二年度公共料金は大体一・五%以内

におさまるというようになりますが、五十二年度全国の消費者物価、まだ三月が出ておりま

せんので、東京都の三月の速報から推計をするわ

けでござりますが、三月が全国が東京都並みにおさまるという仮定でいけば、五十二年度十二カ月

平均をいたしまして六・八%以内におさまるとい

うように考えられるわけですが、これはその場合に、去年の三月に比べてことしの全国の三月が幾

らになるかというのとはまた別問題でござります。

が、東京都ではことしの三月は四・八でございま

す。この前後におさまるものと思いますが、この

四・八前後の中の一・五%以内というのが公共料

金の五十二年度の影響でござります。

五十三年度は、たいまおつしやいましたよう

な国鉄の値上げが、これはまだ値上げ率等確定をいたしておりませんけれども、国鉄の値上げ、そ

れから国立大学の授業料の値上げというようなも

のが予算関係の主なものでございますが、毎年個

個の公共料金を積み上げまして、積み上げの予測

というのは出しておりませんが、そういう国鉄料

金、国立大学の授業料の値上げその他を含めまし

ま申し上げたとおりでございまして、実は私、調整局の方は短期見通しの方をやっておりまして、いま先生御質問のはどちらかと申しますと、先般経済庁の方で発表いたしました暫定試算との関係といいますか、中長期の話だと思うんでございますけれども、中長期につきましては、よく国会で御議論がありますように、大蔵省の方の財政試算と整合性を保つような暫定試算ということになつておりますし、必ずしも間接税の増徴、間接税というところまでしほつておるかどうかということは私よく存じませんけれども、税の増徴ということにつきましてはきわめて整合性が保たれておるというふうに考えております。

○矢田部理君 大蔵大臣戻つてまいりましたので、少し前の問題に戻していくたいと思いますが、円高対策のために日銀がかなりドルを買い支えた経緯がございます。最近までその総額は百億ドルを超えるとも言われているのですが、それがまた市中に放出されておりますので、言うならば過剰流動性がその面から高まつてはせぬかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○國務大臣(村山達雄君) 日銀が介入いたしますと当然円貨がそれだけ流出するわけでござります。それをほつておきますとおっしゃるように流通貨はふえるわけでございませんけれども、片方、日銀の方では金融的な調整をやつておりますて、貸し出しの回収であるとか手形の売りオペであるとか、こういうことをやつております。したがいまして、現在M2で見ますとやはり一〇・八ぐらいでございまして、過剰流動性の状況には幸にしてない、こういうことになつておるわけでございます。

○矢田部理君 しかしながら、いずれにしても相当大量のものが市中に放出をされているという状況が一つあるわけですね。それからもう一つは、もともと公債の発行にはインフレの素地があるわけであります、今度の政府の景気対策が期待されるような効果を上げてきますと、民需が拡大を

する、民間に資金需要が高まつてくる。その場合に民間金融機関はかなりの公債を抱えて資金面で非常に窮屈になつてくるという状況が考えられるといいますと、当然のことなわけですね。そうなつてきますと、当然のことなわけです。それを縮め出さないためには、回避するためには、日銀の買いオペ等のことも議論としては考へておかなければなりません。さらにこの面からも大量の流動性が出てくる可能性があるわけですね。先ほどの円高対策として出てきた相当額の、円にして二兆五千億と思われますが、もののがやっぱり市中に放出をされておりますと、全体的にこの過剰流動性という問題が出てきて、景気の回復はある程度軌道に乗つても、同時にインフレになる可能性、危険性、インフレの再燃のおそれというのを考えないわけにはいかないとも思われるわけです。その点について、大臣としては今後円高問題、それに応する日銀の対策、対応、それから公債発行と景気対策の面から見る流動性の問題等々についてどのように考えておられるか、あるいはどのような見通しを持つておられるのか等々について伺つておきたいと

○國務大臣(村山達雄君) 民間の設備投資の需要を超過するわけではどういう対策を講じようとしておられるのか等々について伺つておきたいと

○國務大臣(村山達雄君) 民間の設備投資の需要がどれくらい出てくるか、それに伴いまして民間の資金需要がどれぐらい、増加運転資金等も含めますとどれぐらい出るか、そこがポイントなんですがございますが、いま政府で見ておりますのは、民間設備投資九・九というお話をござります。それ

ましてどれぐらい出るか、そこがボーリントなんですが、やつぱり景気の回復がまた政府の言うよ

うに順調に進むとも思えないほど事態は深刻で

ます。その意味でやつぱりデフレ基調だといふうに、依然としてデフレ基調だといふうに私自身も受けとめているわけですが、ただ、政府が期待

し予定をしておる方向が進むとすればどう

う前提を一つ置いておるわけですね。今度は、景

気の回復過程には入るけれども、同時に物価上昇

なりインフレへの、とりわけ7%成長などとい

うかということをごぞいます、対比上、ちよつ

と清酒から申し上げたいと思いますが、清酒用の

する、民間に資金需要が高まつてくる。その場合に民間金融機関はかなりの公債を抱えて資金面で非常に窮屈になつてくるという状況が考えられるといいますと、当然のことなわけですね。そうなつてきますと、当然のことなわけです。それを縮め出さないためには、回避するためには今年度はある意味で残念ながらないんじやないかと、こう考へるでござります。

まあ先ほど申しました、先の、将来の問題とし

て民間設備投資が出てまいりますが、それによ

りまして一体GDPがどれくらいになるか。それ

にもよりますけれども、それに対応いたしまして

通貨の供給量というのは、おのずから適正な通貨

の供給量というのはあるわけでござりますから、それを超える分はこれは金融操作によって当然調

整してまいりますが、いかなる場合でもインフレだけはこれはとめにやならないと思つて

いるわけでござります。特に金融面からの、ある

いは財政面からのインフレを起こすようなことは

絶対にあつてはならぬ、かような決意でおるわけ

でござりますので、その点は、御指摘もございま

したが十分配意してまいりたいと、かようと思つて

ております。

○矢田部理君 私が指摘をしておきたいのは、い

まほ物価が鎮静をしているから、つまり公共料金

等の値上げをしててもそう大した響きはございませ

んと。それは、その話は話としてお聞きしておき

ます。しかし、やつぱり景気の回復がまた政府の言うよ

うに順調に進むとも思えないほど事態は深刻で

ます。その意味でやつぱりデフレ基調だといふう

に、依然としてデフレ基調だといふうに私自身

しているのか。そちら辺、以上三点についてま

ずお聞きをしたい。

それから二番目には、ビール麦等の買付付けは

は大半を多国に依存している、輸入に求めている

問題は出てこないというふうにも聞いておるわけ

になりますが、少なくともことしの買付けで

は、相当円高のおかけで安い買付けが可能だと

思ひます。そこでお聞きをしたい。

昨年の秋に本年度分をやられたようでありますか

は、直ちに差益といいますか、円高による差益の

問題は出てこないというふうにも聞いておるわけ

になりますが、少なくともことしの買付けで

は、まだかかわつてくるわけがありますが、相当コ

ストを引き下げるとなり得るといふうにも

思われるわけであります、その点どういうふう

に見通されているのか。

それから三点目には、国内でも、全体の割合は

少なくなつておりますが、たとえばビール麦等の

生産もやつておるわけです。国内産品との関係に

ついてどのぐらいの割合を持っており、外国のビ

ール麦等と価格の上でどういう違いがあり、それ

を、食管とのかかわりも出でくると思うんですね

が、原料供給の立場からはどういうふうな扱いに

しているのか。そちら辺、以上三点についてま

ずお聞きを伺つておきたいと思います。

○政府委員(矢島錦一郎君) お答え申し上げま

す。

まず、酒類の原料の使用状況でございますが、先生お話しのように、輸入品が非常に多いじゃないかといふうことでございますが、対比上、ちよつと清酒から申し上げたいと思いますが、清酒用の

それからビール用の麦芽の使用量でございますが、これは最近五年間で一・二倍になつております。そして、内容的には輸入麦芽、輸入大麦による麦芽の使用割合というものが六五%程度から八八%程度に上昇しておる次第でございます。輸入麦芽の価格でございますが、この五年間に約一・七倍に上昇しておりますのに對しまして、国産大麦の価格は二・二五倍程度に上昇しておるわけでございます。

は、この五年間で約三・二倍に急増しておりまして、このうち輸入麦芽の使用割合は九〇%を超えている。輸入麦芽の価格はこの五年間に約三八%の上昇ということになっておるわけでございます。

産量のお話を申し上げますと、値段でございますが、清酒は、たとえば自流通米が発足いたしました昭和四十四年には、三等六十五キロのウルチ米でございますが、八千六百六十九円でございましたものが一万七千四百円に五十二年なつておりました。それから大麦でございますが、ビール、ウヰスキーや用の国産ビール大麦でございますが、これは二等で一トン、政府の告示価格でございますが、四十四年に六万一千二百九十五円であったものが十五万八千六百四十円。それからビールにつきましては輸入ビール大麦、これも一トン、政
府が六万一千七百二十円ということになつております。それから麦芽でございますが、ビール、ウヰスキーや用の輸入麦芽、C.I.F. ブラス関税価格でございますが、一トン当たり四万九千七十九円が八万九千四百六十二円ということになつております。大体主要な原料はこんなところでございま
す。

量につきましては、原料米でございますが、清酒用の原料米は四十四醸造年度、会計年度でござりますが、五十一年五十九百九十二トンでございましたものが、五十一年には五十六万七千六百七十六トンということで、一一〇%の伸びでござります。しょうちゅう乙用の原料米、これは破碎米でございますが、四十一年には一万七百六十四トンでございましたものが、五十一年には二万三千九百六十ートンということでおございます。それから麦芽でございますが、国産の自製麦芽は、四十四年に二十二万六百六十四トンでございましたものが、五十一年には六万七千四百六十八トンということになつておりますと、それから輸入の自製麦芽につきましては一万七千三百四十二トンが七万五千五百六十二トン、輸入麦芽につきましては十万一万五千八百五十三トンが四十万五千五百二十五トン、主要な原料につきましては大体こういうような輸入の推移になつておるわけでございます。

それから大麦の価格でございますが、これはビール、ウイスキーの原料になるものでございますが、御承知のように毎年上昇しておりますが、これは麦価の算定方式が五十二年にございまして、獎励金を廃止しまして麦価に算入するというような制度上の改正がございましたので、三〇%という大幅な値上がりをしてます。

以上、主要な原料についてのいろんな価格体系の問題がございますのでちょっとくどくなりましたが申し上げました。

それから酒類用の原料につきましては、ビール用につきましてはその麦芽及びホップ、それからウイスキー用につきましては麦芽、これはビーテッドの麦芽でございます。

それからトウモロコシ、ウイスキーの原酒と、こういうようなものから構成されておると思うんです。ございますが、こういう輸入原料は、先生つき御高説がございましたように、直接製造者の方が外貨建てで、たとえば米ドルとか英ポンドとかそういう形で輸入しておりますんで、円高による差益といいますか、為替差益は確かに直接ヒールとかウイスキーの製造者の方に帰属するというふうとはおっしゃるとおりでございます。しかし、実際の輸入価格、C.I.F.価格の通関統計から見ますと、これは麦芽のたとえばビールのノンペールテッドの場合でございますが、五十一C.Y.でトン当たり九万六千九十五円ございましたものが、五十二年には九万一千五百六十六円ということです。一%の上昇になつています。

ホップにつきましては、キログラム当たりでございますが、千二百四十円が千三百十七円ということで一〇六・二%という上昇でございます。ウイスキー用につきましては、そのビーテッドの麦芽が五十一C.Y.では八万二千九十五円、これ当たりでござりますが、それが八万三千五百七十九円といふことで八一・四%、若干下落しております。ウイスキーの原酒につきましては、リットル当たり

り三百六十一円が三百二十九円」ということで九一・一、ここも下落しておるわけでございます。そういう意味で麦芽とかホップにつきましては、先ほど御説明申し上げておりますようにむしろ値上がりとなっている状況でございまして、これはやはりFOB価格の値上がりということがもつぱらあるということであろうかと思います。しかし、反対にトウモロコシとかウイスキー原酒につきましては若干値下がりになつておりまして、特にトウモロコシにおきましては円高による値下がりだけではなくFOBの値下がりというものもあるわけでございます。

こういうようく、くどくどと申し上げましたけれども、ビール用の原料につきましては、輸入原料の価格が上昇しておりますと、いうことに加えまして、国产ビールの大麦の価格が生産者麦価の算定方式が変更になりまして非常に大幅に上昇しているということございまして、原料面からいたします製品の値下げ要因というの余りないのではないかというふうに思うわけでございます。それから一方、ウイスキー原料でございますが、麦芽の価格は上昇しておりますことはおるわけでございますが、トウモロコシそれからウイスキー原酒の輸入価格は値下がりしていると先ほど申し上げましたとおりでございまして、仮に、仮定計算でございますが、五十二年に通閑いたしましたウイスキー用の原料の全数量を五十一年度のC.I.F価格で通閑したものというふうに仮に置いてみます。そういう仮定計算をいたしまして、五十二年のメリット額は五十二年の課税移出数量をもとに年度の通関価格との差額を業界のメリット額だといたしますと、国产麦芽等の値上がりを差し引いて計算いたしますと十三億四千円ほどの額になるわけでございます。しかし、このメリット額は五十二年の課税移出数量をもとにいたしまして製品の七百二十ミリリットル当たりに仮に試算して割り振つてみると、製造原価で四円程度、正確に申しますと三四五十銭、末端小売価格で五円程度というところでございまして、特に値下げを指導するという程度の額とまで

はいっていらないではないかというふうに考える次第でございます。

○矢田部理君 いま最後のやつはウイスキーですね。

○政府委員(矢島錦一郎君) そうでございます。

○矢田部理君 そなれば当然のことながら先ほどの議論でありますから、相当コストは安くなつて吸収できる余力、全体吸収できるかどうかは別としまいかと思うのですが、これはさつきの原価との関係がありますからこれにかかる質問は少しくやつぱり留保して、時間もそろそろ来たようありますから、もう一点だけどうしても聞いておきたいと思いますのは、清酒製造業界の実情、問題点ですね。

これは今度の一部改正の中にも廃止する旨に対して給付金を給付するというような内容のものがあるわけです。もともと清酒等の製造業界は今度の値上げに反対だと。その反対をなだめるためにこういう条項を置いたのだというような話も聞かないのでないですが、清酒製造業界の実情、問題点、そしてそれに対する大蔵省としての施策みたいなものについて時間もきましたので最後に向って、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(矢島錦一郎君) いま先生の御指摘のように、何か業界をなだめるためにあの補助金その他を出したのではないかというような御質問でございますが、決して私どもはそういうつもりでやつているのではありません。

御承知のように清酒製造業は中小企業产品でございまして、九九・六%までが中小企業でございます。非常にやはり経営努力は一生懸命やつておるわけでございますがなかなかそういう意味でスケールメリットも出てこない。原料米価格についても毎年のように上がってくと、いろいろな事情がございましてなかなか、他の酒類とのバランスにおいては伸び悩み、ここに大きな問題といたしまして一つはやはり嗜好の変化というものも

あるらかと思うのでございますが、こういうものを総合いたしますと確かにおっしゃるとおり清酒の製造業というのは他の酒類に比べて伸び悩みの傾向にあることは事実でございます。しかし、業界自体といたしましてもそこを何とか自分で、自

助努力で業界の近代化を図つてこらというようなことをいままでいろいろ措置してきたわけでございまして、現在も五十二年を初年度といたしました近代化計画を、構造改善事業を販売業も含ぐるみにした業種関連型の近代化事業として推進しておりますよう清酒については配慮されておるわけでござります。あわせて私どもいたしましても、

そういうような業界の真剣な努力というものを国側からも何かの形でお助けしていくというようない立場から、今回の安定法の改正を御審議お願いしているわけでございまして、決して私どもはそういうような、いま先生がおっしゃいましたような業界をなだめるために安定法の改正を提出するおきたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 今回酒税に負担の引き上げをお願いしたいと思っております趣旨は、けさほど大蔵大臣が提案理由で申し上げたとおりでございまして、私どもの考え方を繰り返し申し上げますと、当面の経済情勢に即応して財政が表に出てできるだけ景気対策を主導していかなくてはならない。しかし、同時にやはり財政が異常な危機的状況にあるということも忘れるわけにいかないので、景気対策を主眼としながらも、景気対策に矛盾しないぎりぎりのところができるだけの增收を図るという責任も持たざるという考え方から出発しているわけでございます。その意味で有価証券取引税、企業関係の租税特別措置、石油税、いすれも税収としてけさほど大きなものではございませんけれども、できる限りの努力ということでの御提案を申し上げ、酒税についても同様でござります。やはり財政の再建のために、一般的に負担の増加を求める情勢にない場合でも、特殊な嗜好品でございます酒については、酒をお飲みになる方々に負担の増加をお願いするというのでは如何でも近年多く例を見ておりますし、何とかひとつその点は御理解をいただきたいと考えております。

○岩動道行君 酒税法の改正について、まず基本定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩動道行君 酒税法の改正について、まず基本定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

今回の酒税の引き上げということは、この不況においては非常に問題のある増税であると私は基本的に考えるわけでござりますが、そのよ

うな景気浮揚策を極力進めていかなければならぬ経済の実情あるいは企業体の実態、あるいはまた消費者の動向、こういうものの中特に酒税に増税の財源を求めたということははなはだ残念と感じもいたしますが、また諸般の財政事情から考えたならば、やむを得ないという面も理解ができるわけでございます。

そこで、まず、この増税によって国民の消費者がどういう反応を示すと政府はお考えになつていただきますように清酒については配慮されておるわけでござります。あわせて私どもいたしまして、

がどういう反応を示すと政府はお考えになつていただきますが、また生販三層、生産者、卸、小売といったような、この財政物資を扱つて、そして酒の種類がいろいろございますからむずかしゅうござりますけれども、非常に平均的な数値で算つて平圧的にどうなんだろうかというの、これは

おきたいと思います。

○委員長(鳴崎均君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十分休憩

○委員長(鳴崎均君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩動道行君 酒税法の改正について、まず基本定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

今回の酒税の引き上げということは、この不況においては非常に問題のある増税であると私は基本的に考えるわけでござりますが、そのよ

消費費に対する影響の点ももちろんございま

す。その点も税制調査会でも御議論になり、しかしき景気対策に矛盾しないぎりぎりの範囲内でといふことであれば酒税の負担増加もやむを得ないであります。岩動委員よく御承知なのでくどく申し上げませんが、家計の中での酒類に対する支出額

というのは大体個人消費支出金額に対して二・二%程度であります。それが今回負担増加をお願いして、それが価格にそのまま転嫁されたとしても平圧的にどうなんだろうかというの、これは

おきたいと思います。

○委員長(鳴崎均君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、酒税法及び清酒製造業の安

定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩動道行君 酒税法の改正について、まず基本定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

今回の酒税の引き上げということは、この不況においては非常に問題のある増税であると私は基本的に考えるわけでござりますが、そのよ

業界の問題は、それは直率に申し上げまして、やはり酒税の増税ということには反対ということとで強く意見をいただいておりましたけれども、財政の苦しい事情をる御説明しまして、この際はひとつ協力していただきたいということで、やむを得ないというふうに現在は受け取っていただいているものと私どもとしては考えております。

つけは数字的に言ってどうなつておるか。さらにはこれに関連して、たゞこの納付金がどうなつているのか、この点について数字で簡単に説明をしていただきたい。

五十三年度予算におきます酒税收入の国税收入
を申し上げます。

全体に占める比率は六・一%でございます。この比率はここ六、七年少しづつ動いておりますが、

水準自体としてそう大きく変化をしておりません。四十年のころには一〇・八ということでござ
る。

ました、さらにはかのほりまして三十年のことには一七・一、よく比較に用いられます戦前という以上での昭和九年十一月半均は一七・六でござ

○政府委員(大槻章雄君) 財政に占める専売納付

金の割合というものは、そのときそのときの事情によって違うわけですが、たとえば昭和

三十年度で申しますと、一般会計歳入総額に占める専売納付金の割合は一〇・一%、それから四十

五年度は二・一%、五十一年度は一・六%、五十二年度は一・九%、五十三年度予算では一・六%，というようなことと相

○岩動道行君　たゞこの方の割合はかなり低くなつております。

つて いるわけですが、酒税については6%を超えると、金額にしておおよそ一兆四千億を超える金

額になつてゐると思いますが、それだけにきわめて重要な財政の財源になつてゐると、そのような観点から、私は特に慎重に酒税の問題を扱つていいただかなければならぬという基本的な考え方を

持つわけでございますが、酒の方は今度は増税をいたしますが、たばこの方は四八%余りを大幅に引き上げることには休み、そのかわり納付金、内部留保を使う、こういうようなことで法案が出されているわけでございますが、このたばこの方の価格が酒と大体比例をとりながらやってきてるのではないかと思ひますが、今後のたばこの価格について、あるいは納付金の見通しについてはどう考えておられるか、この機会に教えていただきたい。

ります長期の財政計画等においてどうしても増税をしていかなければいけない、その財源は一般消費税に求めていかざるを得ないようなおよその基本的な方向が皆さんとの間で検討されてきていると思うのであります。この一般消費税がもし実施に移されるということになつた場合に、酒税とかたばこの価格とか、このようなものとはどのようなかかわり合いになつていくのか、その辺のことなどをどう考えておられるか、まだ検討中であるといふことかもしれません。一つの理論的な考え方はどうであるべきかと、ということをこの機会に伺つておきたいと思います。

た必要であるとしてどの程度が適当かという出題は、実は予想される一般消費税の税率水準に非常に大きく作用されるだろうと思います。私の率直な感じは、その導入当时に非常に高い税率ということは恐らく現実にはないんで、非常に低い税率であるということが現実的な問題としては予想されますので、導入時に直ちに税率調整が必要であるかどうか、それはやはり試案、草案のときとどの程度の税率を想定するかということの方からまず議論をしてみたらいで、想定される税率が決まりました段階で改めて考えてみると、ではなからうかと思います。

○岩動道行君 そこで、諸外国においてはすでに付加価値税が導入されて実施に移されておりますが、どういったことから、日本においては

ので、いまのいろんな品目について、自動車はと
うであつたとかいろいろなものがあると思います
ので、できれば資料として後ほど出していただけ

ればと思いますので、委員長にこれはお願ひをしたいと思います。

それから、今回は税は従量税の形であつて従価税の方には手を触れなかつたということでござい

ますが、これもいろいろ問題があつて是正をしなければならないという面もあるうかと思ひます

がこの御仙林に触れなかつたことそしてこれを将来どう考へるか、この点についてお考へをお示しいただきたい。

○委員長(鳴崎均君) ただいまの資料要求の件も含めてお答え願いたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 最初に、お求めの資料でございますが、主要因につきましてわかります

限りのものをつくりまして御提出いたしたいと思
います。

それから、今回御提案しております増税案で従
価税に手をつけていない、従量税だけを引き上げ
て、もう二、三の理由でござりますが、これは奉

ていどといふ者の理由でござりますが、これに反直に申し上げまして国際的な配慮というものが一番大きな理由でございます。と申しますのは、船

革的に従価税が最初に採用されましたときに、ウイスキーについて言えばイギリス、ブランドーに

ついて言えばフランスのように、それを輸出品として非常に大事なものと考えておられる国から、日本が従価税を採用したのはもっぱら輸入の高級なものをおねらい撃ちするためであるという批判を受けたことがあります。私どもはそれはそうではなく、酒税をどう仕組むかということはあくまでも国内的な問題であって、基本的な考え方として、高い酒にはそれなりに高い負担をしていただくというものが基本的考え方なんだから、別に特に輸入の高級物をねらい撃ちにするためにこれをつくったのではないだろう。現に清酒にも制度として従価税があるではないかということを言っておりました。いまでもそういうことを言い続いているわけですが、どうもなかなか関係者はその説明を了としてくれない、遺憾ながら、というのが現状でございます。

そこで、たまたま昨年末に酒税の増税をお願いせざるを得ないということを考えましたんです
が、同時によく御承知の関税の前倒しというものが出てまいりました。それで関税前倒しは当然ウイスキーもブランデーも対象に入れられております。そこで幾ら私どもが説明をいたしましたが、片方は国内問題であり片方は国際的な問題であると言いましても、どうしても相手側は、どうも日本はやることがトリッキーだ。またここで関税を下げた下げたと書いてながら、実は酒税の方は上げて帳消しどころかもつとひどくなるのではないかということを書いてかねないし、現にそういう質問が非常にたくさんまいりました。やはり全体的な判断としまして、この際は従価税率が実はすでに一五〇、一二〇というようなかなり高い率であるということを考え合わせまして、従価税率はそのままとせざるを得ないのではないか。税調にもそのことは若干デリケートな問題でございますので、口頭でいろいろ申し上げまして、答申としてこの際は従価税率はそのままでやむを得ないと結論のところだけを書いていたいたいのだと思いますが、税調の御判断もやむを得ないだろう、現在日本の置かれている状況からすれば、と

いうことでございましたので、この際は従量税率の方だけという御提案になつております。今後どう考えるのかという点につきましては、従価税率そのものは、ただいま申し上げましたように一五〇、二二〇というのほかかなり高い税率でございますけれども、それは財政事情いかんによっては、これ以上上げないというお約束はなかなかできないかもしれません、問題は酒税全体について従量税から従価税に移せるものはなるべく移していくという考え方の方にむしろ焦点が当たるのではないかからうか。ただ現実には、なかなかいいまま従量税であるものについて従価税に移るということに、御質問ございますればさらにお答えいたしましますが、いろいろむずかしい問題がございまして、今回はそこまでは手がついていない。繰り返して恐縮でございますが、今後の問題はむしろどの部分からか、できるものから従価税に移れるものは移るという方向の研究を続けてみたいといふことでお答えにかえさせていただきたいと思います。

食管の立場でも非常な協力をいただいておることは評価をいたしたいと思います。また、われわれの同僚である桧垣先生を初め、党としても非常にこの点については努力をしてきておられます。そこで、五十二年度の酒米助成がどうなっているかということはおおよそわかつておりますが、それでもなおかつ業界には非常な不満と申しますが、強い要望が残されているわけでございます。ですが、その実績がどうなっているか、その点についてまず伺つておきたい。

○説明員（小野重和君） 五十二年度の酒米助成でございますが、二つの種類がございます。

一つは、自主流通米に対する助成でござります。御案内のように、酒米につきましては自主流通米を使っていただくというのが原則になつてゐるわけでございますが、これに対する助成といましまして主食並みの助成をいたしておるわけでございますが、総額二百八十八億円でございます。さらによつて五十一年度からでございますが、アルコール添加をなるべく減らして米に切りかえていたくいう趣旨から、特に政府米を主食用価格で一定量を売る、こういうことをいたしておるわけでございますが、これを五十二年度は計画いたしまして六万トンを計画いたしております。これの助成といいますか、自主流通米と政府米の主食用価格との差をとりますと約二十九億円ということに相なっております。

さらに六万トンが、これは計画でございますが、実績がどうなつてあるかということでございまますが、これは政府米につきましては三万五千トンということになつております。そのほか、特に五十二年度御案内のようになり米と申しますか、千トンと、こういう数字に相なつております。

○岩動道行君 そこで六万トンと予定したのが四万五千トンでとどまつてしまつて、そこにやはり古米を使うという限度が出ていたのはないか。やはり新米によつて質のいい酒をつくつて売つていかなければいけないという業界の立場、あるいはそういうことによつて財政物資としての役割りを果たしていく、そういう観点から見ますと、これはぜひ全部新米で品質のいい、そして消費者に好まれる、生産者もまた喜んでつくれる、そういう米の配分をして、また助成もしていくこと、こういうことでなければならぬと思うのですが、財政当局はこの点についてはどうお考えになつてますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) いまの御質問のお米の問題でございますが、私どもといたしましては、清酒の業界の方といたしまして、やはりお米が最も大きな原料であるということから見まして、何とかできるだけ安いお米を、しかも新米でというような業界の要望を受けまして、関係当局ともいろいろ折衝しておるわけでござります。ただ、いろいろこの問題は食管制度の問題もございましすし、主食用に古米も使つておるというような問題もございまして、今後いろいろ問題点が残されておると思うんでございますが、引き続きお願ひはしまりたいというふうに思つておるわけでござります。

○岩動道行君 これは農林省においても前向きに検討して、ぜひお願いしたいと思いますが、私どももまた努力をしてまいりたいと考えておるわけです。

それで、四万五千トンであと残っちゃつてゐるんですが、つまり特におけ売りの場合にこれを引き取らないと、おけ売りをする連中はどうも新米でやつてもらわないとおけ買いをしてもらえない、こういうようなこともあります。そのようなことで、新米というものについてはぜひ財政物資の觀点からも前向きに考えていただきたい。もう一度食糧庁の方からお考えをお聞きしたいと思ひます。

までもやはり酒税の保全というのも含めまして、そういう免許制度をとつておるわけでございますが、諸外国の販売規制の状況も見ますと、必ずしも正確でないかもしれません、たとえば免許を要しない国もござります。それから、卸売につきましてのみ免許をするものというふうに態様は非常に異なつておるわけでございます。わが国の場合はむしろそういう意味では最も厳しい範囲に免許をするもの、あるいはすべての酒類の販売について免許をするものといふわけでござります。ただ、この規制のあり方につきましては、先生先般來お話をございますが、消費者保護という観点もまたございまして、毎年消費者保護会議から免許要件をもつと弾力的に運用しろというような要請も一方でございますわけです。したがいまして、そういうような要請も一方では考えなくともやいかぬということで、一概に規制の強化という方向だけで措置するということはなかなかむずかしいのではないかというふうに思つておるわけでございますが、ただ從来、酒の致醉性といつたような問題、そういう特性に着目した議論が余り行われておりませんんで、酒の販売の自由化といいますか、という問題と、あるいはもつと規制を強くしろというような話につきましては、現在実は中央酒類審議会で流通問題というものを一応諮問いたしまして御検討いただいているわけでございますが、こういう中におましまして今後の論議を深めてまいりまして私どもの参考とさせていただきたい、かように考えておる次第でござります。

級のラベルを張つて売り出したと、これが敗訴判決になつて、そして五十三年三月二十二日に最高裁の判決でこれはよろしくないということとで、会社は、法人は罰金刑が課され、そして役員は懲役刑を言い渡された、こういうような事件が起つたわけです。こういうようなことは非常に、適用の法律は不正競争防止法五条一号の違反と、こういうことになつておりますが、これは大蔵省の免許をもらって製造している重要な財政物資を扱つている厳格に法を守つてやらなければいけないそぞういう業者が、このような罰金刑を受けるとか、あるいは役員が懲役の刑を受けるということははなはだ好ましくない状態だと。しかも、この東駒というのはいろいろと直販のやり方で各地に問題を起こしている札つきのメーカーでもある。したがつて、適用された法律は酒に関する法律とは違いますするが、この三月二十二日の最高裁の判決の結果これは現在どのようになつてているのか、その点についてお教えをいただきたいと思います。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生御指摘の東駒の二重ラベル事件というものは、確かに御指摘のところ、級別の審査、認定を受けなかつたために、酒税法上清酒の二級とされた商品であるそのびん詰めの清酒に特級という表示を貼付した、いわゆる二重ラベル事件というものでございまして、三月二十二日の最高裁の判決で不正競争防止法第五条第一号に違反するということでございます。こういうことは結局私どもの主張しておりました酒税法に定める級別制度を是認したというような判決でございまして、私どもとしては非常に力強い判決であるというふうに考えておるわけでござります。

確かに、東駒につきましてはいろいろ前からそういうような、先生御指摘のようなお話もござりますが、昨年の夏ごろから合併というような問題もございまして、いろいろな問題が起つてゐることも事実でございます。しかし、三月有罪が確定いたしました東駒の製造免許につきましては、本年三月三十一日、その免許を取り消しておるの

が実情でございます。今後ともそういう点について指導といいますか、監督をしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

○岩動道行君　どうか十分に善処していただき、このようなことがほかのところにも起らぬような特別な監視の目を強めていただきたいと思います。

そこで私は、もう時間も終わりになつてしまりますので、酒の免許に関連して、今日酒の特性というようなことで自分も好きだと、大変いいお話を承つたんですが、まさにそのおりであります。たとえば島原益軒は、酒は天の美祿なり、少なく飲めば養氣を助け、血氣を柔らげ、はなはだ人に益あり、多く飲めばまたよく人を害することを先に過ぎたるはなし、こういうようにわれわれの先人が酒の特性を指摘しているわけでございますが、今日酒が単なる財物資という考え方から、これがアルコール中毒患者が非常にふえてきている、もう数字なんかは申し上げる必要はございません。あるいはまた、飲酒運転がふえて、そして自動車事故、交通事故、さらにそれによる死傷事故といふものが多発をしておるわけであります。たとえば自動車事故のうちでも飲酒運転の事故率は、これは五十一年の数字であります、死亡事件が九千百九十六件、これは全体としては一万件を割つて減ってきておるわけですが、そのうち飲酒運転のための事故は一一・五% 千五十三件というふうに非常に多い割合を占めているわけでございます。そのようなことを考えますと、社会問題にもなつてくるわけでございます。

そこで、酒の特性ということを考えた場合に、これを自由にただ売つて売つて売りまくればいい、そして税収が上がればいいんだ、こういう性質のものであるのかどうか。これはたばこについてても言える問題なんで、たばこを飲むとガンにな

るとか何とか、そこまでは書かないけれども、听说过い過ぎはいけませんといったようなことまで言わっているんですねが、酒の場合にもそのよさと悪さ、そういったようなものを特に背景とした新しい酒税法あるいは酒團法というものを改正をして、現代の実情に合った社会的な公共的な立場で酒という問題をとらえていく必要があるのでございまして、やはり適量に飲んでいただくということが一番必要なことであろう、私個人的にはそう思います。

○政府委員(大倉眞蔵君) けさほど、酒は百業の長ということを申し上げましたが、同時にまた、酒は気進い水ということも申し上げたわけでございまして、やはり適量に飲んでいただくということが一番必要なことであろう、私個人的にはそう思います。

今回、酒に関するいろいろな規制面での現にある諸法律というのも調べてみたわけでございますが、まあよく御承知の未成年者飲酒禁止法、これは昔からございますけれども、そのほかに単行法で、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律というのが現在制定されておりまして、その第一条は、中間だけ読みますと、「過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。」と書かれておりまするし、第二条では、「すべて国民は、飲酒を強要する等の惡習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならぬ。」ということで、立法府としての御意思はかなりはつきりしておるんだろうと思うんです。同時にまた、現実に社会的害毒を及ぼす危険があるということと、道路交通法では非常に厳密に酒気帯び運転を規制いたしておりますし、また別途風俗営業取締法で、酒類提供の場合の二十歳未満に提供してはいけないとか、あるいは飲食店の営業の許可とかいろいろの規制が現に行われておるよう考えます。

ただ、それをさらに広げまして、酒税法なり酒

団法で何らかの規制があるかということになりますと、これはやはり率直に申し上げて非常にむずかしいんではなかろうか、と申しますのは醜陋すぎるかしないかというのが非常に個人差があるわけございまして、一人何リットルまでならよろしいといふようなわけにはなかなかまらないだろ。う。その意味で、個人別の販売数量の方からのアプローチというものは恐らく皆さまが納得されるような形というのはなかなか出てこないんではないだろかという気はいたしますが、しかし、立法院全体の御意思として、とにかく過度に酒を飲んではいけないし、酒を飲んで特に人に迷惑をかけるのは一番いけないということははつきりしております。問題は、売る方にやはり未成年者に酒を売らないためにもつといい工夫がないかというようなことは引き続き十分勉強はいたしていきたいと思います。

○岩動道行君 基本的にはモラルの問題だとは思いますが、そこでたれに幾らしか売っちゃいかねなんて、そんなことはとうていできる問題じやないんです。問題は、売る方にやはり未成年者が来たらやっぱり売らないとか、あるいはこれは車から降りてきて買ひに来たから売らないとか、そういうふうな、売る方にもう少し義務づけをしながら、したがつて免許も厳格に、やはり販売業者に対する厳格な規制をしながら、そして資格も十分に備えて、そしてまた教養も備え、あるいはいろいろ研修もさしたり、そういうふうな事業者の団体の方での規制なり指導なり、これは政府も一体となって進めていく必要がないだろか、そういう意味で私は法律の改正も検討に値するのではないかだろか、こういうようなことを申し上げているわけなんです。

そこで、まあたとえば自動販売機、これなんか置いておけばいつの間にか金はもうかる。しかし自分が飲むかわからない。これがいまのようないふるに考へておる次第でございます。

○政府委員(矢島錦一郎君) お酒を基本的に規制してからどうかという御意見につきましては、先ほど御説明申し上げておるとおりでございます。

○岩動道行君 それから、酒の自動販売機の扱いでございます。しかし、自動販売機によります酒類の販売につきましては、未成年者が飲酒するんじやないかとか、あるいは飲酒運転があるじゃないかといふようなことを防止する必要もあるということで、夜間の販売は自粛するようになります。このことで小売業界を指導してまいってきておるわけでございます。これを受けまして全国小売酒販組合中央会では、午後十一時以降翌朝五時までは自動販売機による酒類の販売を自粛するといふ決議をしておりまして、昭和五十年四月からこれも現在ないわけじゃございませんが、昨年十一月を実施しているところでございます。実施状況は傘下組員に夜間販売の自粛をもとと趣旨を徹底するようとにいうことを要請したところでござります。今後ともそういうふうな事態がないようになります。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生お話しのようないふるに考へておる次第でございます。

○岩動道行君 政務次官一言。

○政府委員(井上吉夫君) 先ほど御質問を通していろいろ御意見を拝聴いたしまして、過当競争の問題であるとか、あるいは財政物質としての扱いの問題であるとか、酒に対する社会的評価の問題であるとか、そういう点から考えて、先ほど税理部長がお答えを申し上げましたように、諸般の角度から検討しなきゃならぬというふうに考えるわけでございます。したがいまして、今まで御指摘のありました点を十分踏まえまして、今后酒の扱いをどういうぐあいに対応していくかということを十分検討してまいりたい、こういうふうに思います。

○藤井裕久君 私は、ただいま御提案になつてゐるわけですが、現在こういうふうな問題も含めまして、先ほど申し上げましたように、中央酒類審議会で酒類の流通問題のあり方についても私は認識しておるわけでございます。国税局においても私は認識しておるわけでございます。いろいろ現在の酒の販売の問題については、確かにいろいろ現状の問題があるというふうにおっしゃるとおりいろんな問題があるというふうに私は認識しておるわけでございます。國税局といつたよな点で指標徹底してまいりたいといたしましても、酒類に関する行政を行ふに当たりまして、やはりこういった酒の特性といったものをいつも念頭に置きながら行政は実施しておるわけでございますが、現在こういうふうな問題も含めまして、先ほど申し上げましたように、関係の酒販組合等を通じまして夜間販売の自粛といつたよな点で指標徹底してまいりたいといたしまして、酒類のもたらすい

ような対策を持つばよろしいのかという問題について簡単に。

○政府委員(矢島錦一郎君) お酒を基本的に規制したらどうかという御意見につきましては、先ほど御説明申し上げておるとおりでございますが、たしましては理解が、団体等に当たりましても、もちろん私どもども対しては売つてはいけないとか、それから極端な売り方はしないよなどは、これは業界の会合を通じまして常々指導しているところでございます。今後もこういう点はよく指導を徹底してまいりたいと思うわけでございます。

それから、酒の自動販売機の扱いでございますが、これは自動販売機だけによります酒類の販売につきましては、昭和四十八年から免許は原則として付与しないというたまえにしております。ただ、既存の販売店が店頭に設置するものにつきましては、免許等の手続を要しないで、法的にはなかなか規制できないというものが現状となつておるわけでございます。しかし、自動販売機によります酒類の販売につきましては、未成年者が飲酒するんじやないかとか、あるいは飲酒運転があるかないかといふようなことを防止する必要もあるというところで、夜間の販売は自粛するようになります。このことで小売業界を指導してまいってきておるわけでございます。これを受けまして全国小売酒販組合中央会では、午後十一時以降翌朝五時までは自動販売機による酒類の販売を自粛するといふ決議をしておりまして、昭和五十年四月からこれも現在ないわけじゃございませんが、昨年十一月を実施しているところでございます。実施状況は傘下組員に夜間販売の自粛をもとと趣旨を徹底するようとにいうことを要請したところでござります。今後ともそういうふうな事態がないようになります。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先生お話しのようないふるに考へておる次第でございます。

○岩動道行君 政務次官一言。

○政府委員(井上吉夫君) 先ほど御質問を通していろいろ御意見を拝聴いたしまして、過当競争の問題であるとか、あるいは財政物質としての扱いの問題であるとか、酒に対する社会的評価の問題であるとか、そういう点から考えて、先ほど税理部長がお答えを申し上げましたように、諸般の角度から検討しなきゃならぬというふうに考えるわけでございます。したがいまして、今まで御指摘のありました点を十分踏まえまして、今后酒の扱いをどういうぐあいに対応していくかということを十分検討してまいりたい、こういうふうに思います。

○藤井裕久君 私は、ただいま御提案になつてゐるわけですが、現在こういうふうな問題も含めまして、先ほど申し上げましたように、中央酒類審議会で酒類の流通問題のあり方についても私は認識しておるわけでございます。国税局といつたよな点で指標徹底してまいりたいといたしまして、酒類に関する行政を行ふに当たりまして、やはりこういった酒の特性といったものをいつも念頭に置きながら行政は実施しておるわけでございますが、現在こういうふうな問題も含めまして、先ほど申し上げましたように、関係の酒販組合等を通じまして夜間販売の自粲といつたよな点で指標徹底してまいりたいといたしまして、酒類のもたらすい

○政府委員(矢島第一郎君) おきまざわ
青西製造業をおきまざわ
いますが、そういうときにはどのような措置をと
つていただけるか、御答弁をいただきたいと思
います。

して、五十六年度を目標年度といたします第三次の近代化計画に基づきまして業界の構造改善計画を現在やっておりまことにつきましては、もう御案内のとおりでございます。これはあくまでも業界が自主的にそういう計画をつくりまして自助努力をやっておるわけでございます。それを私どもいたしましては側面から支援するというようよりな見地で今回の清酒業の安定法の一部改正もお願いしているわけでございます。したがいまして、あくまでも日本酒造組合中央会の事業といたしまして、転業者に対する給付金の給付事業が再開できることによりますに措置しようというわけでございます。これによりまして清酒製造業者の整理を目的とするということでは決してないわけでございます。あくまでも中央会が自主的にやるものと固くござります。して側面的に援助していくことと、こういう趣旨でございます。

それから、事業計画によりますと西日本の中堅社見込みということでございますが、これは予算の積算上の数値でございまして、これだけの転席を強制するというような趣旨でないことはもう当然のこととございます。たとえば、前回の場合でも六百三十社を見込んでおったわけでござりますが、実績は二百二十一社であつたという点をごらんいただきましても、その点は御理解いただけるんではないかというふうに思うわけでございます。

問題たとか酒税か丸ごとで、どうもやはり財政的に支
試算で見ると総計で十兆円以上の増税が要るんだ
と、そういう財政環境の中でこういう個別消費税
いじりというののはもう限度じゃないのか、特定の
分野ばかり結果としていじめるような形になるの
んじやないかということを私は痛感をいたしております。
主税局長から、この個別消費税について
どのようにお考えをお持ちか。また、将来の大き
な財政の赤字と申しますか、その対策として昨年
十月の税制調査会の答申が出たわけでございます
が、ああいう方向というものが当然指向されなければ
はならぬと思いますが、そういう中で個別消
費税、物品税も含めましてどのようなお考えか、
御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 藤井委員、昨年の中期
答申につきましては十分御承知の上での御質問で
ござりますので、くどく申し上げることは避けたが
いと思いますが、あの答申の第二部のところで詳

かというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、そのための助成措置として本年度に信用保証基金に対しまして五億円の補助をお願いしたいということで御提案申し上げているわけですが、ございますが、こういうような補助金のお話、ことしだけの話でもございませんし、この事業自体がもう何年にもわたる問題でもございます。当面はこれで間に合うのではないかということでおさういうような御提案を申し上げておるわけでございますが、したがいまして、万一当初の見込みと違つてたくさん出たらどうするんだというようなお話をございますが、そういうようなことはないと思いますが、万が一出た場合におきましては、そのときの情勢を見ましてその時点で十分検討いたしまして、しかるべきお願いをしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤田裕久君　いまお話しのあるように、結局、酒税とかという個別の消費税というののはいろいろと特別の分野にいろいろな影響を与えるという非常に問題があると思います。石油税にしましても、実はガソリンスタンドにいろいろな乱売の問

これが火は人蔵子から財政取扱計算といふ形で過般提出されておるわけでござりますが、実は、こればつと見て第一に感じたことは、この赤字は少し小さ過ぎるんじやないかということをございます。大分抑えた数字なんじやないか。実は十円兆の増税云々というような話で、それじゃ大変だと、まさに大変であると存じますけれども、実はもつと本当は大きいんじやないかといふ感じ、これは非常にラフな感じで恐縮なんでございますが持ったわけです。たとえば振替支出でございますが、過去五年間二八%といふのは、昭和四十八年の福祉元年というようなああいう事態、あるいは狂乱物価といふような事態の中で異常な数字かもしませんが、過去五年間二八%振替支出が伸びたものが一五%でおさまるんだと、財政の負担は一五%で済むんだというようなあたりを見ても、実はちょっとこれは過小なんではないかと、いうふうに感じるわけでござります。

細に分析していただきしておりますが、やはり現在ござります既存の間接諸税につきましても適宜見直しを行つて負担増加を求める余地はな
お残されでいる。ただ、それによつて期待でき
る税収額は、現在私どもの直面している今後の所
要な収入額に比べると量的にはきわめてわずかな
ものにとどまつてしまふんではないか、したがつ
て、やはり一般的な所得税の負担の増加があるい
は一般消費税かを考えない限り、この危機から基
本的に脱却するということはできないだらう、そ
ういう位置づけになつておりますので、一般消費
税が検討され始めれば個別消費税はもう一切手を
つけないということにはならないんだらうと思ひ
ます。ただ、おっしゃいますよう、個別消費税
にそれなりの限界があるということは藤井委員御
指摘のとおりでございますので、個別消費税の負
担の増加で全部を賄つてしまふということはどう
いできだらうというふうには感じております。

はかるとはできないわけでございますが、しか
らば、ただいま御指摘の「五〇%強の将来を考え
おります伸び率で福祉の水準は果たして圧迫をさ
れておるんだどうか」という点でござります。この
点につきましては、五十七年度におきますところ
の振替所得の国民所得に占める比率をどう見てお
るかということをございますが、私どもの試算の
基礎では、これは国民所得そのものを、経済審議
会の数字はございませんので私どもここから推計
をやったわけでございますが、おおむね一二〇%強
になるという見込みでござります。ちなみに、五
十五年度では一・一%強になつておるわけでござい
ます。昨年までの、五十五年度特例債脱却を前提
に置きますと、この財政収支試算の最終年度でござ
いました五十五年度の想定は、振替所得はその
ときの国民所得の一〇%弱という想定を実はいた
して、いたわけでございまして、これをもつて見ま

そこで、非常に簡単で結構なんですが、この振替支出が一五・七%であるという、どういう算定の根拠でできているか、簡単に教えていただけませんでしょうか。

そこで、非常に簡単に結構なんですが、この振替支出が一五・七%であるという、どういう算定の根拠でできているか、簡単に教えていただけませんでしょうか。

○政府委員(松下康雄君) 大蔵省のお出しいたしました財政収支試算の経済的な面での裏打ちといたしましては、経済審議会におかれて昭和五十年代前期経済計画につきまして、これの部分的な見直しの結果でありますところの暫定試算によつておるわけでございます。

そこで、この暫定試算で想定をいたしておりました五十七年度の経済の姿の中には、その時点におきますところの政府から個人への振替所得というものの量を想定をしておられるわけでございます。これによりまして、私どもがこれを財政ペースのいわゆる振替支出に換算をいたしまして考えてまいつたのがこのお出しをいたしました数字でござります。

いまも御指摘のように、過去のこの二八・四%という数字が、その中間におきますところの物価あるいは所得の非常に異常な上昇を反映したものでございますから、この数字をもつて将来を推しはかることはできないわけでございますが、しからば、ただいま御指摘の一五%強の将来に考えております伸び率で福祉の水準は果たして圧迫をされておるんだどうかという点でございます。この点につきましては、五十七年度におきますところの振替所得の国民所得に占める比率をどう見ておるかということをございますが、私どもの試算の基礎では、これは国民所得そのものを、経済審議会の数字はございませんので私どもここから推計をやったわけでございますが、おおむね一・一%強になるという見込みでございます。ちなみに、五十五年度では一・一%強になつておるわけでござります。昨年までの、五十五年度特例債脱却を前提に置きますところの財政収支試算の最終年度でございました五十五年度の想定は、振替所得はそのときの国民所得の一〇%弱という想定を実はいたしました。

しても、私どもとしまして、ここ数年来の福祉水準の向上を基礎として、将来にわたって非常に経常収支の節減を図りながら、しかしつくる限り福祉の水準の向上ということには配慮をするという心構えで算定をいたしたものだとお考えいただけます。

○藤井駿久君　いまのお話で振替所得一二%、これはまさにそのとおりだと思うのでございますが、結局それの基礎に、たとえばいま非常に急速に進んでいく老齢化の現象あるいはまた年金の成

熟化の現象、こういうものが十分織り込まれていいのか、あるいは物価スライドという仕組みがいいのか、年金の中に取り入れられておりますけれども、こういうものが入っているか。恐らく私はこの一二二%というものはマクロで大休国民資源の中でこれだけは、一二二%ぐらいが社会福祉に回るんじゃないかと、こういうような計算ができるのでないかと想像されるのでございます。したがって、その中では老齢化の問題だとか成熟化の問題とかいうのが十分入っていいんじゃないかということと、したがつてまた、この赤字の幅、強いて書こうと増税の幅というのはすいぶん過小なんじゃないか、こういう印象を持っておるのでございます。

○政府委員 松下康雄君 御指摘のようすに、人口の老齢化等に伴いまして社会保障に対する財政的な需要は相当の勢いで増大をいたしまります。しかし、これは過去におきますところの社会保障關係の経費の伸びの中に実績としてあらわれておる傾向が、ただいまの物価とか賃金とかの水準の急激な変動の問題を除きますと、将来におきましても同じような老齢化の傾向がここ数年間ありますことは十数年間続いてまいるわけでございまして、私どもの行つております推計のやり方から申しますれば、過去のそういう老齢化現象による財政負担の増加の傾向そのものは、将来の見通しの中にも織り込んであるということが申し上げられるかと思います。

ただ、この社会福祉の問題には、ほかに制度全

体をどう持っていくかという制度問題があるわけでもございまして、これは当然のことでございます。

が、この財政収支試算という将来の制度の改革その他を前提としたさない試算の性格上は想定をいたしてはおりません。

のようなことでございますけれども、歳出全体につきまして私どもがこれを何とか増加を抑制制をいっここ、二、う氣持らで十章といたしておりります

たしたいとした挙動を抑制することは事実でございます。このような歳出の抑制を将来にわたって続けていくということは決して安易にできることでないということは私ども重々

承知をしておりますけれども、ただ実際問題としてこれがなおかつ非常に増加するのではないかと
いうお尋ねに対しましては、「私どもとしましては
そういう事態を招かないよう今後極力努力をして
まいるつもりでございます。」

う観点と、もう一つへ後増税ということが避けて通れないということになると、やはり国民に対して公共投資、たとえば下水道は四〇%ぐらいまでちゃんといくんだとか、あるいは社会保障、年金は二十八年間厚生年金に入つていればいまは九万

円ですけれどもこれが十万円になるんだと、こういう形で示さないと、振替所得一一〇%になります」と言っても国民の方は何のことだかさっぱりわからないわけでございます。相当な有識者じやないとわからないわけでございます。

そこで、これは財政収支試算だし、そういう増税を前提としたキヤンペーンじゃないということはつきり衆議院でもお話しになっておりますから、それはそれとして、やはりこれから増税の道が不可避だとするならば、こういう財政収支試算というのではなく、ヨーロッパ諸国で言う財政計画というのでしょうか、年金水準はわかりやすく二十八年いる厚生年金の人は何万円もらえるぐらいいのところに持つていただきたい。そういう姿を描いて、それでこれだけ穴があくんだからこれを増税に期待させてくれ、こういう話でないとなかなかな

国民の皆様の納得といふものは得られないのじやないかと思うのでございますが、これは現段階は計り難いことにしておきたいと存じます。

財政収支計算を仮にすれば、こうなるといふ話でござりますけれども、やはり政府の意思、政策意思というものを含んだ財政計画的なものに持つていかなければいけないのじやないかという感を強く

しているのでございますが、その点について大蔵省はどう考えるか、また作業は進んでいるのかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(松下康雄君) 財政計画をつくってま
いるということは私どもに与えられました重要なな
課題であると思っております。ただ、現実に財政

計画の作成をいたそとしますと、将来のたとえば経済あるいは社会の姿につきましても、かなり中期的にそれがどういうふうに推移していくか、具体的に想定をいたして行く必要がございます。この点はなかなか実は解決のむずかしい作業になります。

なお、財政計画的に将来の歳出需要をある程度具体的に個別にお示しをしてまいりますと、事と次第によりましては、一種そこへあらわれました歳出の水準が、何といいますか、既得権化すると申しますか、それをもとにしてさらにより高い水

准を求めていくというような可能性も考えられるわけでございます。それらむずかしい要素は幾つかございまして、このために外債あたりで財政計画をつくるておる国が幾つかございますけれども、いずれも相当の期間にわたって研究をいたし

ました上で、試行的に段階的に財政調整へ持っていくというふうに見ております。私どもも、ただいまのところでは財政制度審議会におきまして、二二〇〇年間財政計画年度までの問題点より

手順なり想定される姿なりといふものの御検討をお願いをいたしておりますし、また主計局としてもみずからそういう検討を重ねてまいらなければならぬと思つてゐるわけでござりますけれども、なおしばらくの時間をおかしいただきたいと思うのでございます。

○多田省吾君 私は、最初に警察庁にお伺いした
一回、ますぶ、長江の次西による食生活と事務

○説明員（広谷千城君）飲酒運転による事故の状況は、どうなつておりますか、お伺いしたいと思います。

況を過去三年間にわたって見てみますと、全事故の発生件数で申し上げますと、昭和五十年に一万七千四百九十二件発生をいたしております、全

事故の中に占める割合は三・八%でございます。昭和五十一年は一万七千二百九十九件発生いたしました。おりまして三・七%を占めております。昭和五

十二年中に起きましては、一万五千二十四件発生をいたしております、三・四%の比率となっております。

生をいたしておりまして、全事故の中に占める割合は一・五%、昨年昭和五十二年は八百六十五件発生をいたしておりまして、全死亡事故に占める割合は一〇・二%、かような状態になつております。

○多田省吾君 昭和五十二年度の死亡事故は昭和五十年、五十一年と比べますと極端に少ないようですが、これは何が理由があるんですか。

○説明員(広谷千城君) 死亡事故につきましては、五十年中は九・九%、五十二年が一一・五

○多田省吾君 五十二年が一〇・一%でござる
○説明員(広谷千城君) 一〇・一%でござる

○多田省吾君　いや、その前の放おつしやつたで
しょう。

○説明員（広谷千城君）　はい、八百六十五件でござ
ります。

○多田省吾君　いやいや、五十年と五十一年、一
万九件と……。

○説明員（広谷千城君）　これは全交通事故でござ

機をしまうとか、あるいは表に出したままかぎをかけるとか、いろいろやり方はあると思うんですが、具体的にはどう指導しておられるんですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 自動的に時間が参りますとタイマーで切れるようになります。

○多田省吾君 その場合に、その自動販売機には何時から何時までというような表示がしてあるのか、あるいはタイマーで切れるようになるといつても、それが果たして完全に夜間販売自歓につながっているのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) その辺になりますと、私ども具体的には何と申しますか、十一時から五時までは売りませんというような表示まではしないと思いますが、実際に売られてない状況を見ますと、八割五分ぐらいの数字が、サンプルでございますが出ております。

それから、自動販売機の普及台数も現在十四万台ほどございますが、そういう意味におきまして、相当私もとしてはできるだけのこともやつておりますし、行政指導としてはここまで再三にわたり指導しておるということをひとつ御理解いただきたいと思うわけでございます。

○多田省吾君 警察庁においては、そういうドライブインとかあるいは自動販売機とか、そういうところにおける夜間の酒類販売の自歓とか禁止とか、そういう指導致によって、今後飲酒運転による事故あるいは死亡事故というものを減少させていくと、またそういう事故を絶対起こさないようになります。必ず減らしていくんだという確信がおありなのかどうか、また目標をどのように掲げておられるのか。もう一回ひとつお聞きしたいと思います。

○説明員(広谷千城君) 夜間ドライブイン等で酒が売られる、あるいは自動販売機で売られるということは、どうしても飲酒運転を醸し出しやすいふうに考えておりますけれども、ドライブイン等の場合にいたしましても、その売店で酒をお買いになる人は必ずしも運転者だけには限らない。た

とえば観光バスに乗つておるお客さんみたいな問題もあるわけでございますし、そういうふうなことを考えあわせますとなかなかむずかしい問題であります。

○多田省吾君 その場合は、何はともかく運転をする人は酒を飲まない、またそういう人には売らないということが大変必要なことでございます。

○多田省吾君 はあらうと思ひますけれども、何はともかく運転の上で、今後ともそういう面での指導を強力に推し進めます。

○多田省吾君 去年あたりは少し飲酒運転による死亡事故等は減少しているようでございますが、まだやはり死亡事故の第三位を占めていると、いうことにおいては根本的な効果が私は上がつてない、このように思います。数年前もこの大蔵委員会等で、運転者には絶対ドライブイン等で売らないよう強く規制すべきだと、またアルコールの入らないビールに似た飲料というものを売り始めたところでございまして、そういう効果も期待したんですが、現在はそういうものはほとんどなくなっておりますし、やはりせんずることも期待したんですね。でも、それは交通事故あるいは死亡事故等を防止するといふは交通事故あるいは死亡事故等を防止するといふ警察当局の強い意欲と指導と適切な方法による以外にそれを減少させる道はない、このよう

に思いますので、ひとつ五十三年度は飲酒運転による死亡事故、特にドライブインや自動販売機等が原因になつてゐるというような事故は絶対なく

すんだと、こういうはつきりした効果を私はあらわしていただきたい、このように最後に警察当局にお願いいたします。いかがですか。

○説明員(広谷千城君) 警察といたしましても、

いま先生御指摘のとおり、大変飲酒運転事故といふものは悲惨な事故でもございますし、また非常に重大事故になるわけございますので、取り締まりの面におきましても各種の指導の面におきましても、警察の最重点としてとらえまして大きな努力を今後とも続けてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○多田省吾君 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、私はこの酒税の増税というものは大衆課税でございますので強く反対しているわけでございます。

○多田省吾君 が、不公平税制の是正あるいは歳出の節減合理化、そういうものを徹底的にやらないで酒税の増税に踏み切ったということは非常に私は遺憾だと思います。

○多田省吾君 不公平税制の問題等で言いますと、アメリカ等を提出すると同時に、企業課税というものを非常に強化しているわけですね。報道によりますと、たとえば銀行の貸し倒れ防止、あのよう

な金におきましたも、もう対策をとつていて、銀行の貸し倒れ引受けたところでおきましたが、詳しく述べると、もちろん産業界あるいは議会等でも反対する向きもありますけれども、これも現在の制度は五十三年度限りとするということを自民党の方で決めておられた、その動きを見ながら私どもとしても適切な方法を研究してまいりたいと思つております。

○多田省吾君 たゞ、利子・配当課税の総合課税化につきましては、五十五年末に現在の特例の期限が切れますので、そこを努力目標として、現実に総合課税ができるために何が必要かということにつきましては、再々お答えしておりますように、具体的な勉強をいま部内で進めているわけでございます。

○多田省吾君 なお、交際費課税は日本は累年強化してきておりました。その点も御評価いただきたいと思つています。その点も御評価いただきたいと思つています。

○説明員(広谷千城君) 私は、まだまだ不公平税制といふものは是正すべき余地がある、このように思うわけございます。きのう質問した不公平税制の内容につきましても、私は早急にまだ行う余地があるのではないか、このように思います。

○説明員(広谷千城君) まだわが国にはこういう不公平税制といふものにおいてはあるいは租税特別措置法の中においても温存されていると、こういうふうに思つておられます。しかし、私は早急にまだ行う余地があるのではないか、このように思います。

一年度の答申に詳細な答申をいただいております。私どもそれを受けまして五十一年度、五十二年度、五十三年度、三年度にわたりましていわゆる企業関係の特別措置の縮減合理化に精いっぱい努力してきたつもりでございまして、アメリカよりもはるかに早くからやつておると私としては考えております。

○多田省吾君 たゞ、社会保険診療報酬課税の特例がいまだに正されていないという点については、少なくとも私の立場から申せばまさにこれに遺憾であると思つりますけれども、これも現在の制度は五十三年度限りとするということを自民党の方で決めておられた、その動きを見ながら私どもとしても適切な方法を研究してまいりたいと思つております。

○多田省吾君 たゞ、利子・配当課税の総合課税化につきましては、五十五年末に現在の特例の期限が切れますので、そこを努力目標として、現実に総合課税ができるために何が必要かということにつきましては、再々お答えしておりますように、具体的な勉強をいま部内で進めているわけでございます。

○多田省吾君 なお、交際費課税は日本は累年強化してきておりました。その点も御評価いただきたいと思つています。その点も御評価いただきたいと思つています。

○多田省吾君 私は、まだまだ不公平税制といふものは是正すべき余地がある、このように思うわけございます。きのう質問した不公平税制の内容につきましても、私は早急にまだ行う余地があるのではないか、このように思います。

○多田省吾君 また、二月には東京都で企業税制調査報告書というものを発表したわけでございます。法人の実質税率をこの数年間ずっと発表しているわけでございますが、若干それは、国が持つておるほどの資料がございませんので前提が少し違うかも知れませんけれども、私はおおよそにおいては違わないと思っております。数年前、高木主税局長時代

本委員会にも提出をされましたけれども、その傾向を見ましても、どうも逆累進傾向があるんじやないか、まだ消えていないんじやないかというこ

企業の実質税率と、もう資本金が百億円以上というような大企業の、すなわち法人税率が四〇%の大企業の法人三税の実質税率というものを見ますと、実効税率においてははつきり差があるのに実質税率というものになりますとどうも逆進的傾向もあるし、またほとんど同じレベルだというような姿があるわけです。本当ならば中小零細企業の方が法人税率から見ましても一二%ほど低くてもいいはずなのに、特に大企業であればあるほど法人税中にあるところの法人税法上のいろいろな優遇措置あるいは租税特別措置法の中のいろいろな優遇措置、そういったものによって実質税率といふものが非常に低く抑えられている、そういう傾向は私はまだまだ変わっていないと思うのですが。そういった点から見て、私はまだまだ法人税法の中に、また租税特別措置の方に改めていかなければならぬ不公平税制の是正というものがあるわけだ、このように思います。ですから、今まで少しずつやってきたということじゃなくて、これからももつともつと不公平税制の是正というものをやっていくんだ、そういう決意がなければ私はどうしても納得できません。大臣いかがですか。

たがって、私どもの感覚からしますと、東京都の計算はきわめて誇大に表示されておるというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。税制調査会でも、東京都の計算を論議の基礎とするのは適当でないといふ答申をいただいておりますので、その点だけはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○國務大臣(村山達雄君) いま引当金の話が出ましたが、もう一つ言つておきますと、私もあの東京都のを知つておりますが、いわゆる法人と個人の二重課税排除の方式があるわけでございまして、これは世界の税制でもほとんど二重課税の排除は、やり方は別としましてやつてあるわけでございますが、あれがやはり優遇税制だとこういう立場で計算しているように思うのでございます。この点も大きく違う点であろうと思います。いずれにいたしましても、御趣旨は全く同様でございまして、一般的な負担の増を求める前に、国民から見てどうもおかしい、またそれぞれの専門家が見てもどうしてもおかしいというものについては漸次縮減していくつもりでございます。その点では御趣旨は全く同じでございます。ただ、先ほども政府委員からも申しましたように、これから、一つには利子・配当の総合というようなもの、これも不公平と言えば所得税法本法から言えば不公平でございますが、これを直すための実効ある方法をとるにはかなりの時間が要るわけでござります。それができるまでは一切の負担増ができない、こういうことになりますとこれはまた少し現実離れすると思いますので、それはそれとして、やはり国の財政の健全化を図る必要がございます。それで負担の増加を求めなくちゃならぬ場合があるということだけひとつ御理解賜りたいと思うのでござります。

○多田省吾君 主税局長は相変わらず引当金等は優遇税制じゃないとのようにおっしゃっておられるわけでございますが、国民感情から見れば、法人税法の適用によって結局課税が大企業ほど繰り延べになつてているのだと、そして実際に税金を

ど大企業が変わらないような、むしろ少ないような税金しか払っていないのだということはあります。これは昭和四十七、八年当時、高木主税局長時代に大蔵省からはっきり政府の出した計算が出ているじゃありませんか。それによつてももう中小零細企業の、実効税率じやなくて実質税率ですよ、実際に税金を払つたペーントとそれから大企業の払つてゐるペーント、ほとんど並んでゐるじゃありませんか。そういうふれたところから見て、中小零細企業というのは、いろいろ引当金の制度があつても實際にそれを適用してないしまた適用できないような仕組みなんですよ、大企業ほどそれを利用できるんですよ。ですから、昭和五十年度のように不況がずっと強まれば、大企業もそういう余裕がありますから、実質税率というのは昭和四十九年、四十八年と比べれば少し高くなつてゐるでしよう。だけれども、好況のときはそういう金を全部引当金に充ててしまつて、實際に税金を払つてゐる分が少ないと、そういう結果がはつきり出でているじやありませんか。私たちは、それは大蔵省の言う優遇税制じゃないかもしれませんけれども、結局課税が繰り延べになるというようなことで、なぜその適用率を二分の一なり三分の一に下げれば税金として徴収できる分を引当金という名目で課税繰り延べにしておくのかと、そういう疑問がどうしても残りますよ、これは。それを企業会計上優遇税制じゃないからというような理由でそのまま、適用率を高く上げたままで放置しておくということは私は許されないと、このように思います。その点はいかがですか。

三八・四%ということになつております。これらは、もつとらんとこの差を持つべきだという角度からごらんになると差が小さ過ぎるということになるのかもしませんが、その問題はまたひとつの基本的な議論に戻つてしまふかと思います。というのは、法人税に累進税率を採用することが適当かどうかという問題になつてしまふ。私どもとしては、中小企業のために特別に政策的に七百万円までは軽減税率を適用するということとの結果はここに出ておるというふうに理解いたしております。

次に引当金でございますが、引当金は制度としては優遇のためにできたものでないという立場は私どもはがんこに主張したいと思います。しかし、その繰入率が適当であるかどうかということはそれはもちろん吟味をしなくてはならない、そのため引当金ごとにその都度私どもも詳細にながめているわけでござりますが、一番大きな引当金でござります退職給与引当金について、この引当率を縮減すべき理由が私どもには見出せません。その意味で手をつけておりません。貸し倒れ引当金は、御承知のように千分の十五から千分の五まで段階を追つて切り下がってきております、金融機関の。金融機関の現状から見ますと、私は当面千分の五を存続した方がいいのではないかとうふうに考えております。最近の幾つかの例を申し上げるまでもございません。したがいまして、その辺は実情に即しながら法定の率を見直すということはもちろんいたしますけれども、まことにお言葉を返して恐縮ですが、引当金そのものが法人の負担をゆがめているというふうには私にはどうしても思えませんので、その点だけは申し上げておきます。

円以下とか、そういう中小零細企業を含めた細かな分類にしなければ私は意味がないと思うんです。それからもう一つは、貸し倒れ引当金にします。それでも、アメリカの大統領が提案した法案の中に、もう実績主義ということをアメリカでさえ打ち出しているわけですよ。私は十分の五でもまだ多過ぎるんじゃないとか、このように思っていますし、そのほか大蔵大臣のおっしゃった利子・配当選択課税というものをやはり総合課税に持つていくというようなそりいった努力、こういった面で私は不公平税制の是正ということは本当に大蔵省がその気になればもとより実効あるものがでてくるんじゃないとか、このように私は主張したいでございます。

次に、酒税のこととちょっとお尋ねいたしますけれども、この酒税を引き上げた姿を見ますと、昭和三十五年から四十年までの間に酒税を相当引き下げておりますね。それから四十五年、前に一度引き上げた、それから久しく引き上げなかつたのでござりますけれども、昭和五十一年の初めにやはり引き上げているわけです。そのように引き下げたとありますし、引き上げもやはり五年とか六年という期間があつたわけですが、今回はもうわざか一年後に引き上げているということ、これはどうなのか。それから、昭和三十五年から四十年までに引き下げたのはどういう理由か。あるいは、今回は二年前と違つていま姉妹税とかあるいは火事の第一の原因と言われるたばこ、これはそのままにして酒だけを引き上げているわけですね、これはどういう理由によるものか。この三点をまずお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 三十七年度の改正は減税でございます。四十三年度の改正が増税でございます。それから五十年度に御提案申し上げて、成立は伸びましたが、それが増税でございました。三十七年度までのことを振り返つてみると、やはり戦後にでき上がつた税体系の中での負担をもう少し全体に軽減したいという思想が強く残つ

ていたように思われます。三十七年から四十三年までの間に全体としての意識が変わってきた点が一つございます。それは、従量税制度というものは所得・物価水準が動くと自然に負担率が低下していく、これはやはりある時期を見て調整しないで間を置いて負担率を見直して調整すべきでありますと、意図せざる減税の結果になる、これはある期間を置いて負担率を見直して調整すべきでありますと法案としてこの委員会でも御審議をしてまいりました。それを受けた最初の改正が四十一年度改正であったと思ひます。五十年度改正は同じ考え方によりまして、前回改正以後、所出でまいりました。それを受けた最初の改正が四十三年度改正であります。五十年度改正は、物価水準が変わり価格が変わつたために相当負担率が下がつてきておるのでそれをある程度全部ではございませんが、ある程度もとに戻すたと思います、当時の主税局長は。

今回の増税はそういう意味での調整的増税ではございません。提案理由に申し上げましたように、これだけ厳しい財政事情のもとで、しかし一方では景気対策のために歳出ができる限りがんばらなくてはならない、両者相矛盾する政策的な要請のもとで、景気対策を最優先しながら、しかし景気対策に矛盾しないと思われる範囲内ではできる限りの增收努力を重ねておかないと、将来における財政危機の構造が一層深刻になるということは、何とか御理解をいただきたい、そのためには前回改正のときの考え方と比べまして実質的な増税をお願いいたしたい、そういう趣旨でござります。

それから、たばこを取り上げなかつたということにつきましては、私からお答えする限りではないかもしませんが、専売監理官がたまたまおり現在公共企業体の経営問題というものが非常に大きな問題として審議の途中である。その結論いかんによつては從来から言われております消費税制度、たばこに対する消費税制度といふものの見

ていて、その別の方程式につきましては、後何日かまで間に全体としての意識が変わってきた点が一つございます。それは、従量税制度といふものは所得・物価水準が動くと自然に負担率が低下していく、これはやはりある時期を見て調整しないで間を置いて負担率を見直して調整すべきでありますと法案としてこの委員会でも御審議をしてまいりました。それを受けた最初の改正が四十一年度改正であります。五十年度改正は同じ考え方によりまして、前回改正以後、所出でまいりました。それを受けた最初の改正が四十三年度改正であります。五十年度改正は、物価水準が変わり価格が変わつたために相当負担率が下がつてきておるのでそれをある程度全部ではございませんが、ある程度もとに戻すたと思います、当時の主税局長は。

方があるいは考え方方が変わるかもしれない、したがつて五十三年度はたばこの問題は取り上げないことにしよう、財政的に専売公社から支援を求めるというのは別の方程式でやろうという結論になります。

まして、その別の方程式につきましては、後何日かまで間に全体としての意識が変わってきた点が一つございます。それは、従量税制度といふものは所得・物価水準が動くと自然に負担率が低下していく、これはやはりある時期を見て調整しないで間を置いて負担率を見直して調整すべきでありますと法案としてこの委員会でも御審議をしてまいりました。それを受けた最初の改正が四十一年度改正であります。五十年度改正は同じ考え方によりまして、前回改正以後、所出でまいりました。それを受けた最初の改正が四十三年度改正であります。五十年度改正は、物価水準が変わり価格が変わつたために相当負担率が下がつてきておるのでそれをある程度全部ではございませんが、ある程度もとに戻すたと思います、当時の主税局長は。

方があるいは考え方方が変わるかもしれない、したがつて五十三年度はたばこの問題は取り上げないことにしよう、財政的に専売公社から支援を求めるというのは別の方程式でやろうという結論になります。

たとえばビールとかあるいは清酒の特級なんかは大蔵省はどの程度の値段をつけると思っていらっしゃるんですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 先般來たびたび御説明申し上げておりますとおりでございますが、私どもの値段をつけられるわけでございますが、私どもの指導いたしましては、先般來申し上げておりますように、増税分の値上げの範囲内、少なくとも、まあ多少取引単位がございまして、五円とかあるいは十円といったような形で取引されるのは現在の慣行でございますので、そういうものにつけては一三・八%、間接税に對しては三〇・二%、非常に高かつたわけでございますが、昭和五十五年はまだ減税前でございましたので、国税に對しては一三・八%、間接税に對しては三〇・二%、非常に高かつたわけでございますが、昭和五十五年はまだ減税前でございましたので、国税に對しては一三・八%、間接税に對しては六・三%、間接税に對しては二〇・二%と相当減っているわけです。今後酒税のあり方というものを大蔵省はどのようにこういった趨勢から見て考えておられるんですか。

か。

あります。

○多田省吾君 二年前の酒税引き上げのときに、は、まあビールに製造年月日を入れるということです、これは実現したわけでございますけれども、また一方においてビールの成分の表示はどうなっているのかというような声もあるわけでございましけれども、これはどう考えていますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 御案内のように、清酒につきましては自主基準ということによりまして製造年月日及び原料の表示を行つております。一方また、その原料の表示につきましては酒同法

上の表示義務はございませんわけでござりますが、まあ業界が不当景品類及び不当表示防止法という法律の趣旨にかんがみて消費者の商品選択に役立つよると、あるいは公正競争秩序を維持するため、その十条の規定に基づきまして公正競争規約を締結して表示する、あるいは全く任意で表示するというような事項であると考えられるわけでございます。まあビルの業界につきましては、すでに旬表示ということでやつておるわけでございますが、公正競争規約を締結いたしまして、原料等の表示をさらに実施しようということとて現在規約の草案を公正取引委員会に提出いたしましてその指導を受け、鋭意検討を進めているところでございます。

○多田省吾君 五月十七日にこの通常国会が会期末になるわけでござりますけれども、その後ですべにもう税調再開するというようなことが言われているわけです。どうも一般消費税の細かい検討が行われるのではないかということが観測されれているわけでござりますけれども、私どもはこの一般消費税というものは逆進性が高く、また大衆課税になりますし、中小企業を苦しめるインフレにつながるものだということでずっと反対しているわけでござりますけれども、私はこの前の税調の中間答申にいろいろ書いてありましたけれども、たとえば富裕税にしましても要検討であつて、あるいは法人事業税にしましても一般消費税とあわせて考えるんだと、こういうようなこと

で、一般的の強い要求があるものに対しましては、全部この一般消費税と組み合わせてその後で考えると、いうような姿でございます。私は、やはり不公平税制と言われているようなもの、あるいは富裕税とか法人事業税の外形課税の問題とか、こういったものは一般消費税と別個にして、やっぱりそういうふうなものほど早く細かい検討をやるべきではないか、このようだと思いますけれども、これはいかがですか。

○政府委員(大倉良隆君) 具体的に税目を挙げて御質問になりましたんですが、富裕税につきましては税制調査会の中では、本当に公平に執行できることかという点にかなり疑問をお持ちの委員が多くいらっしゃるということは申し上げざるを得ないかと思ひます。しかし、だからだめだということではなくて、やはり仮に一般消費税のようなものが導入されるとすれば、それとの組み合わせで富裕税のよくなきものを考へるという考え方があつていいのではないかと、そのために本当に執行上公平にやれるのかということをもっと勉強しておきなさいよとういう段階にいまなつてあるわけでございます。

それから法人事業税におきます外形標準課税は、これはどうもまた多田委員にお言葉を返すことになつてしまふのかもしれませんが、私どもはこれは消費者に転嫁する税としてしか考えられないわけでございまして、それはやはりコストに入つて価格に転嫁さるべき税としてしか考えられない。そうであるとすれば法人事業税という形がいいのか、一般消費税の勉強が進むまで待つて一緒に結論を出す方がいいのかと言えども、やはり後者にならざるを得ない、そういうふうに考えられておりますので、一括処理というふうに税制調査会は言つておられるわけでございます。

○多田省吾君 それでは、大蔵省として考えておられる今度の税調の再開における審議内容といふもののはどのようにお考えでございますか。

○政府委員(大倉良隆君) これはたびたび申し上

げておりますように、まだ会長と御相談するゆとりがございませんのですから、事務当局としての私限りのいまの希望というふうにお聞き取りりただきたいんで、会長はもとより、実は大蔵大臣にも詳しく御報告をして御指示を受けていないといたる前提でお聞きいただきたいんですが、けき矢田部委員にお答えいたしましたよう、中期答申以後、その一般消費税に関するもう少し具体的な姿がわからないと突っ込んで賛成、反対を言うには余りに漠然としておるという御意見をかなり強く受けまして、それを受けて税制調査会でも税制調査会の五十三年度答申の中で、政府が財政展望を示してくれれば、それを参考しながら一般消費税についてもう少し具体的な案となるべく早く税制調査会としてつくるということが言われておるわけです。したがって、その作業日程をどういうふうに設定いたしますか、なるべく早い時期に審議再開していただきまして、まず第一回目は国会における各種の御論議を詳細に御報告すると、それを受けた日程の自山討議をしていただく、その日程の中で事務当局からのお願いとしては、大臣、会長のお許しを得ますれば、私の方から一般消費税についてもう少し具体的な試案なり素案というものを御論議願いたいというお願ひをしてみたいなと思っています。

それをいまのところ漠然と基礎的食料品という表現が使つてあつたと思ひますが、これはお米は当然外れるございましよう。それから先どこまで外すのかなど、加工食品というのはどう考えるのかなというようなことも試案なり素案のときにはある程度度伺うというときには、ある程度はそこは具体的に決まつていた方が望ましいと思います。それも重要な検討課題。税率まで試案なり素案のときに出でないといふことは、ある程度はそこは具体的に決められるかというと、それはちよつとむずかしいかもしれません。

同時に考え方として、仮にどれぐらいの税率であればほのかの税はどの程度の調整を必要とするかということがわかれればある程度書いておいた方が問題を理解していただくためにはいいであろうと思ひます。

それから、さらには、仮にある程度の税率で導入を考えるとした場合に、いわば周辺整備として何が必要かと、たとえば予想される税率で物価に対する影響がどの程度という推計ができるとすれば、それに応じて生活保護基準は当然引き上げるべきであるらうなとか、それから非常に所得の低い階層の方の所得税を同時に考えるのか、いやそれは別だとするのかとか、そういう周辺整備の問題、それもある程度の方向が出していただければ、問題を理解して贅否をいただくためには非常に役に立つのではないかと。しかし私がいま申し上げておることは、くどくて恐縮ですが、大臣にも会長にも御相談してないし、またある意味では非常に欲張つたことでございまして、二、三ヶ月という期間の間にどこまでやれるか、それはやつてみないとわからない。本当に私限りの一種の希望であるということでお聞き取り願えれば幸いでございます。

面を考えますと、私は政府部内においても五十四年導入に対する強い反対があるんじゃないかな、このように私は考えております。むしろ私は、主税局長がいま個人的お考えとして申されましたけれども、個人的お考えで結構でございますから、われわれ野党が強く主張している不公平税制の是正という面について、私はより詳しく税調の再開に応じて審議してもらうのが政府のためにもよろしいのじゃないかと、このように思いますが、そちらの方のお考えはございませんか。

○政府委員(大倉真隆君) その点はすでに五十年八月から税制調査会に審議をお願いしておりますし、各年度の改正に即しましてその都度また御答申をいただいているわけでござりますので、いま始めることではないと思います。

○多田省吾君 それでは、五十四年度における本税制の是正という点に関してはいつ税調に対して審議を求めるのですか。

○政府委員(大倉真隆君) 五十四年度改正を具體的に御審議願うというのは、恐らく秋以降になりますよう。時期的にはそういうことになろうと聞いています。

○多田省吾君 そうしますと、税調は五月中旬ころ再開され、そしてもう一度秋以降において五十四年度の税制改正について諮問をし、また審議を願うと、そういうことになるわけですか。

○政府委員(大倉真隆君) 通常さようございまる。通常は夏はわりあいお休みになることが多くて、秋ごろに、まだ経済見通しができるかできまいかというあたりから自由討議から入っていたが如く。昨年は中期答申を仕上げていただくために、非常に精力的に夏もやっていたときました。少しの場合、こちらからのお願いは、また夏を(?)おぶしていただからなくてはならないかもしませんが、二、三ヶ月かけてひとつ一般消費税についておぼろげな感じが出てくる、税収の感じもおぼれて具体的にどういう税目で何を考えることにならるかということはやはり秋、ある程度経済見通しの

ろげに出てくる、財政をどう持っていくかというのもばつばつ考へ始めるという時期以降になる。それは例年のとおりだと思います。

○多田省吾君 最後に大蔵大臣にお尋ねいたしま
すけれども、私は酒税引き上げよりも先に、優先
してやるべきことはあくまでも不公平税制の是正
である。そしてそれは来年と言わず、私どもはこ
の五月中旬から再開される見込みの税調でもよろ
しいから、やはり早急に不公平税制の是正の審議
を強く求めて、そして早くこの不公平税制の是正
ということはやるべきである、このように思う
わけです。

それからもう一点は、やはり政府は7%、ある
いは経常収支六十億ドルの黒字にとどめるといふ

よるな目標を掲げております。諸外国はみんなそれは約束だとつてゐるよう、これは重要な問題です。しかし、このよるな急騰する円高という実情から見ましても、この7%成長あるいは六十億ドルといふ問題は非常に私は困難だと思います。つい二、三日前も国民経済研究協会、あるいは山一証券、こういった民間調査機関の最も新しい研究データによつても、たとえ補正予算を、一兆ないし二兆円の補正予算を組んだとしてもせいぜい五・三%程度の成長率しか五十三年度は得られないだらう、あるいは經常収支の黒字についても百二十六億ドルの黒字にまた達するんじやないかといふような見通しを出しているわけですよ、現実に。これは一番最近の新しいデータによる発表ですよ。それをきのうの大蔵大臣の御答弁を伺つていても、補正予算はいま組む考えはないんだだ、いまのままでも七%あるいは六十億ドルは可能なんだというようなことをおっしゃつてますが、こんなことはだれも信用する人はおりませぬ。私はやはり内需を拡大し、この経済危機を亟り切るために補正を早く組んで、やはり内需拡大に向かって進むべきが本当ではないか、この上うように思います。この不公平税制の是正を早急にやるべきこと、それからもう一つはこの補正予算の問題、そして年金引き上げあるいは所得減税、

こういったものを行つて国民生活を守り、この経済危機を乗り切るべきであるということを強く主張しますけれども、この二点についてのお考えをお聞きいたしましたし、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(村山達雄君) 不公平税制の是正につきましては、結論におきましては私は多田委員と全く同感でございまして、そのために鋭意努力いたしているわけでございます。しかし、政策目的があるものにつきまして一概にいまの実情を無視して廃止すべきであるとは考えておりません。

それから、いわゆる不公平税制という内容につきましても、残念ながら多田委員と私たちの間に若干の見解の違いがあることは、残念でございますが、それれども認めざるを得ないのでございますが、しかし、結論的にわれわれは不公平税制というものにつきましてはできるだけ今後も是正の方向で全力を尽くしてまいりたい、このように思つておるのでございます。

それから経済の七%、経常黒字六十億ドルという問題でございます。これは初めからなかなか容易ならぬことではあるといふ認識は私たち持つておるのでございますが、不可能であるといふふうには考えていないのでございます。しばしばこの点は申し上げておるのでございます。私たちは今一度の予算が幸いにして成立いたしまして、公定歩合も史上最低になつてゐるわけでございます。最近の指標を注意深く見ておりまして、また、いろんな調査機関のその後における見方を見ておりまして、漸次明るい方向に向かつておると、私はそのように読んでゐるわけでございます。したがつて、私たちは今後この予算を所期の目的に沿いまして適正に、かつ迅速に、注意深く執行いたしますし、また金融面でもこれからよい公定歩合の引き下げの効果があらわれるわけでございまして、それらは今後この予算を所期の目的に沿いまして適正に、かつ迅速に、注意深く執行いたしますし、また金融面でもこれからよい公定歩合の引き下げの効果があらわれるわけでございまして、それらを本当に忠実に着実に実行してまいりまして、そしてその後の状況を注意深く見守りたい。そして、必要に応じ適宜の措置が現在お聞きいたしましたし、質問を終わりたいと思います。

○佐藤昭夫君 まず、大蔵大臣に質問をいたしますが、今日、酒類の業界の中で一番困難な問題を抱えているのは清酒の業界であるということはもう大方の一致を見解だと思いますが、たとえば、自由競争といながら、清酒の主要な原料である酒米は毎年引き上げられ、ウイスキーなどよりも比較をして対等の競争条件が確立をしていない。したがつてまた、こうした酒類の間での競争で清酒が長期にわたつて後退をしている。このために清酒メーカーの半分以上が税引き前の利益が五十万円未満という状態でありますし、そのうちの半数以上が赤字企業ではないかということさえ観測をされておるという事態だと思います。

さらに、最近は清酒大手の売れ行きさえ伸び悩んで、一、二の大手の清酒会社の経営さえ重大化をしてきている。そのいわゆるせが、従来清酒の業界の骨格を形づくつてしまひましたのは清酒の大手とおけ売り、こういう関係で形成をされてきたと思うのですけれども、勢いしわ寄せがおけ売り業者に集中をしていくという事態を生んでおると思うんであります。

そこで、前回のこの酒税法改正の提案が出ました時期に、当時の大平大蔵大臣は、議事録によりますと、五十年六月二十四日のこの大蔵委員会の席上において、清酒業といふのは大蔵省が直接所管をしておる数少ない産業の一つだ、大蔵省としては、また国全体としても大きな責任を持つておるんだといふふうに答弁をされておるわけであります。が、以降、清酒業の実態といふのは、さつきも簡単に触れましたように、一層悪化をしてきて、こういう現実の上に立つて村山大蔵大臣はこの清酒業を、日本の民族の酒とも言ふべきこの清酒業を育成保護をするという、この基本的見地についてまずお尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(村山達雄君) 清酒業につきましては、いま佐藤委員が御指摘になりました幾つかの問題がございます。一つは、やはり原料米の関係から言いまして、ほかの種類と比べまして非常に不利な状況にあると。米が、食管制度の関係がございまして年々やはり生産者価格が上がっているわけでございます。この点につきましては食管会計におきましてもかなりの努力をいたしまして、自流通米に対して大体政府米の半額補助のやり方、去年からは政府米の一部を払い下げるというやり方、金倉も持つてやるとか、いろんな努力をいたしておりますと、どうしてもウイスキー類であつた、もう一つ事情がございますのは、やはり種類ごとの趣向が変わっていると申しますか、生活様式が、あるいは食べ物等との関係があるかもしれませんけれども、だんだん洋式な生活様式等があつてまいりますと、どうしてもウイスキー類であるとかあるいはビール類だと、こういった方面につい消費が伸びがちであることは数字をもつても言えるわけでございます。

したがいまして、いま私たちは日本古来の清酒をつくっている清酒業者に対しましては幾つかの助成をやつておるわけでございます。その一つは、先ほど申しました原料米に対する手当でござります。それからもう一つは、今度の酒税法とあわせて出しておるわけでございますように、やはり近代化を進めていく、あるいは信頼力、信用の補完制度をつけていく、こういう制度で何とかしてこの清酒業界の地盤沈下が来ないよう一生懸命守り立ておるつもりでございます。

しかし、同時にまた他面におきまして清酒業界みずからの努力をお願いしているところでございまして、やはり生活様式が変わり需要が変わっていく、それに応じまして消費の態様に合わして努力をしてもらいたいということとございます。まことにあらわれが、一つはワンカップになつてみたり、あるいは冷酒になつてみたり、さらには市場の酒、個性のある酒をつくっていくというよなことで、一生懸命業界の方も努力いたしている

のでございます。

ささらに、最近では流通問題といたしましていろいろな、今まで木箱の問題がございまして、あれから言いまして、ほかの種類と比べまして非常に不利な状況にあると。米が、食管制度の関係がございまして年々やはり生産者価格が上がっているわけでございます。この点につきましては食管会計におきましてもかなりの努力をいたしまして、自流通米に対して大体政府米の半額補助のやり方、去年からは政府米の一部を払い下げるというやり方、金倉も持つてやるとか、いろんな努力をいたしておりますと、どうしてもウイスキー類であつた、もう一つ事情がございますのは、やはり種類ごとの趣向が変わっていると申しますか、生活様式が、あるいは食べ物等との関係があるかもしれませんけれども、だんだん洋式な生活様式等があつてまいりますと、どうしてもウイスキー類であるとかあるいはビール類だと、こういった方面につい消費が伸びがちであることは数字をもつても言えるわけでございます。

○國務大臣(村山達雄君) そういう意味で自助努力と、それから政府においてできる限りのいまと助成をいたしておりますとございます。

もう一つつけ加えたいと思いますが、税制改正等におきまして税率の変更があるときには、当然そういう点もあわせて増税の場合には増税率を変更しておると。これも今度の酒税法の改正でどちらのとおりでございます。

○佐藤昭夫君 いま大臣、いろいろ答弁をいただいたわけですが、とにかくさまざまな措置を通じながら、単なるビール、ウイスキーとの自然競争にゆだねるということではなくて、積極的に民族の酒とも言うべき清酒を育成をするということでいろいろ努力をやつしているんだという基本的見解として何をついたわけですかとも、そこで私は、社会党、公明党的委員も御指摘になりました

○佐藤昭夫君 そうしますと、ただいまの答弁によりますと、清酒業が苦境に陥るということにはならないように改正案もよく考慮をしているし、また今後もそういう配慮を十分にやっていく決意なんだということで確認してよろしいですね。

○國務大臣(村山達雄君) 今度の酒税法とそれから安定法に限る限り、不利になるとは考えておりません。

○佐藤昭夫君 今回の提案に先立つて、昭和四十四年から四十八年にさきの清酒業の関係の構造改善計画が実施をされてきたわけでありますけれども、今度のさらなる近代化計画、構造改善計画、これについては中小企業の近代化審議会大蔵部会、五十二年の四月の十一日だったと思ひます。それで本日は省略をいたしまして、お尋ねしたい

ことは、五十三年度の税調答申でも、「当面の経済運営の方向に背馳しない範囲で増収を図る」と、主張するんですが、この問題は次回の委員会で別途集中をしていろいろ質問をいたしたいと思いますので本日は省略をいたしまして、お尋ねしたい

ことは、五十三年度の税調答申でも、「当面の経済運営の方向に背馳しない範囲で増収を図る」と、主張するんですが、この問題は次回の委員会で別途集中をしていろいろ質問をいたしたいと思いますので本日は省略をいたしまして、お尋ねしたい

ことは、五十三年度の税調答申でも、「当面の経済運営の方向に背馳しない範囲で増収を図る」と、主張するんですが、この問題は次回の委員会で別途集中をしていろいろ質問をいたしたいと思いますので本日は省略をいたしまして、お尋ねしたい

以上でございます。

○佐藤昭夫君 少しちょと数字違うかと思うん

いんだという意味にはさらさらならないというこ

とは論を待たないと思ひます。

そこで、さつきもお尋ねをしましたように、大臣は清酒業の発展のためにいろいろ努力をするんと言っていますが、もしも、今回の提案がこの問題になることがございますので……

○佐藤昭夫君 ちょっと、基本的見解を聞いていいんですから、そんなに長々やつてもらわぬいい。

臣は清酒業の発展のためにいろいろ努力をするんと言っていますが、もしも、今回の提案がこの委員会の審議を通して清酒業の苦境をかえつて来たとしてくるというようなことが明らかになつた場合には、大臣はどうされますか。提案の手直しをやられますか。

○政府委員(矢島錦一郎君) 確かに御指摘のとおり、転廃業の数が近代化計画によりますその数と、今度の安定法によります数とが違うことは事実でございます。これは一つはベースが違うという問題がございます。それから構造改善計画による二百三十七社というのは、業界が取りまとめましたものをもとにいたしまして近代化計画といふのは、既に御存知のように、この中には収益性が低くて年々業績が低下していくと、あるいは経営が相当困難になつてきて経営継続が困難になつてゐる現状であります。これは、なかなか決意がなつた後継者がいないといったような理由でおやめになつていく方もあるわけでございません。

○政府委員(矢島錦一郎君) 確かに御指摘のとおり、転廃業の数が近代化計画によりますその数と、今度の安定法によります数とが違うことは事実でございます。これは一つはベースが違うといふ問題がございます。それから構造改善計画による二百三十七社というのは、業界が取りまとめましたものをもとにいたしまして近代化計画といふのは、既に御存知のように、この中には収益性が低くて年々業績が低下していくと、あるいは経営が相当困難になつてきて経営継続が困難になつてゐる現状であります。これは、なかなか決意がなつた後継者がいないといったような理由でおやめになつていく方もあるわけでございません。

○政府委員(矢島錦一郎君) 少しちょと数字違うかと思うん

ですけれども、計画では二百余、予算上は四百、合併百が含まれますと五百と、こういうことになりますけれども、私が恐れますのは、今度の法案並びに予算上の措置がばれになつて転廃業を強制をするということになりはしないかといふ、その点はどうですか。

しかし、先般の御質疑のときにも申し上げましたわけですが、これはあくまでも、安定法自体は清酒の中央会が自発的につくります近代化計画を一生懸命中小企業が集まってやつていうところの、ごいまとして、國といたしましてもこういうような業界の自主的な自助努力と申しますか、そういうふうな努力を側面的に援助していくというような趣旨でこのようないい御提案を申し上げておられるわけでございまして、決して私どもはそういうような、強制的にどうのこうのというようなことは毛頭考えておりませんし、当然またその安定法で見込まれました軒廻業者の数が、先ほども申し上げましたように、前回の安定法のときにおきましたように、決して私どもは強制するようなことはしておらないつもりでございます。

○佐藤昭夫君 四百という数字をてこに強制をす

るものではないということで理解をしておきま

す。

それでは問題を進めて、この清酒業の非常に重要な位置を占めます原料米の問題について質問し

たいと思いますが、まず農林省にお聞きします

が、五十二年度は低温古米を出したということにな

なっておりますけれども、新米とこの低温古米と

いうのは酒づくりの上でどういう違いがあるので

すか。

○説明員(小野重和君) 低温古米と新米でござい

ますから、これは主食の場合におきましては品質上

差はないといふふうに私ども考えておりますが、

酒米につきましても同様ではないかといふふうに

私ども考えております。

○佐藤昭夫君 国税局の見解はどうですか。

○政府委員(矢島錦一郎君) これは私どもも専門

家でございませんので、技術者の専門家から聽取

した話でございますが、一概に古米と言いまして

も、米の貯蔵の温度によって米質がかなり違つて

くると、お米というのはそのぐらい、酒米といふ

ふうに聞いております。

○佐藤昭夫君 答弁願くしてください。

○政府委員(矢島錦一郎君) であっても、夏場に

おきます熟成の速度が早いので、秋になると老熟

といいますか、劣化しがちでございまして、やは

り冷蔵設備のないような中小メーカーではなかなか古米の使用を希望しないというような傾向があ

るやに聞いております。

○佐藤昭夫君 国税局の方の詳しい見解を聴いた

んですけれども、私は農林省の方もこの問題はよ

く見解の統一をしてやつてもらいたいと思うので

すよ。

いざれにても、私も出身が京都ですし、京都

は伏見の酒どころもあって、いろいろ知り合いで

たくさんありますけれども、新米の方がいいのだ

らだと思います。その点を含めまして、今後十分

にこの問題について検討いたしてまいりたいと、

かようにはじております。

○佐藤昭夫君 いまの農林省の答弁は品質検討も

含めて前向きに検討したいということですね。

それで、重ねてお尋ねをしますが、昨年の政府米

の壳り払いによる低温古米がどういうふうに消化

されておるかと、この数字ですが、いわゆる

六万トン計画が実際は四万五千トン、七五%しか

消化をされていない。これは私も業界の代表者か

らいう強い要望に対し、それに積極的に清酒

業を育成保護するという基本的見地から、国税庁

あるいは農林省どういうふうにお考えですか。

そこで、この業界が熱望しておるいいお酒をつ

くるためには新米が何とかひとつほしいという、

こういう強い要望に対し、それに積極的に清酒

業を育成保護するという基本的見地から、国税庁

あるいは農林省どういうふうにお考えですか。

試験所ですか、ああいうものまでつくつて古米を

どうするかというわざわざ研究をやらなければな

らぬというのは、新米の方がいいからということ

であります。それで、重ねてお尋ねをしますが、昨年の政府米

の壳り払いによる低温古米がどういうふうに消化

されておるかと、この数字ですが、いわゆる

六万トン計画が実際は四万五千トン、七五%しか

消化をされていない。これは私も業界の代表者か

らいう強い要望に対し、それに積極的に清酒

業を育成保護するという基本的見地から、国税庁

あるいは農林省どういうふうにお考えですか。

○佐藤昭夫君 さらに、もう一つ別の角度から申

し上げたいと思うわけですが、いかに清酒

業の関係がビール、ウイスキーとの対比において、経営困難を強いられているかという問題として、いわゆる製造原価における原料費の比重とその歴年の上昇率ですね、これをとつてみれば非常に明確だと思うんです。

たとえば、国税庁からいただいた資料ですけれども、昭和四十四年に比べて五十二年何倍になっているかということですが、糖みつが一・三九倍、麦芽が一・七〇倍、ホップが一・六四倍、それからウイスキーの原酒のモルト、これは七七%以下がっている。一方、清酒の原料になりますいわゆる米価ですね、これは二・〇一倍というこの数字が示しますように、原料原価という点で非常に圧迫が加わってきているということが明らかだと思ふります。

そこで、いま大臣の御答弁で前向き方向で検討をしたいといふことを主張をしたいのですが、ますけれども、ぜひひとつ積極的に進めていただきたいということを重ねて主張をするのですが、國税府長官が会長をなさつてゐる中央酒類審議会というのがありますね。これが一昨年報告を出されておりますが、その報告を見ますと、「原料米問題について」、「清酒は、製造原価面で原料米の比重が大きいこと、しかも、その価格が生産者米価の引上げに伴つて、年々引上げられていくことは、酒類間競争の面で重大な問題である」と指摘しておきたい」と一面書きながら、「特に立入った審議を行わなかつた」という、こういう報告があります。ですから、お互いに頭の中の認識としてはこの問題が重大だというふうに考えながら、実際にその問題についてどういう国としての施策を講ずるかという問題については積極的な議論をやろうとしない、こういう審議会の実態になつてゐると思うんです。

そこで、重ねて大臣にお願いをいたしたいんですけども、中央酒類審議会、大蔵省の設置法に基づく審議会でありますし、ここでひとつ積極的に清酒業の保護育成の見地から原料米の問題をどうするか、いわゆる新米を原料米としての道を開

く問題について、ひとつ関係者の方々集まって鏡意検討をやつてもらうということも含めて、前向き検討をしていただくという点についてどうですか。

○政府委員(矢島錦一郎君)

もう先生御承知のとおり、中央酒類審議会は酒税法三十七条の規定に基づきまして、酒團法の規定によりまして権限に属せしめられた事項を調査審議することを役目としているわけでございますが、御案内のように、五十年十二月から五十一一年十一月まで八回にわたりまして中央酒類審議会において清酒業界の当面する諸問題、これは非常に大きな問題でござりますので、この現状と施策の方向を審議したことは事実でございます……

○佐藤昭夫君

長い説明いいです。こっちの聞いておることに短く答えてください。

○政府委員(矢島錦一郎君)

はい。

清酒業界に対する当面の対応についての報告を受けたわけでございますが、原料米価格をいかにすべきかという問題につきましては取り上げてございません。これは審議会の性格が独立の審議会でやるというふうに言わされましたから注目をしていますけれども、これまでのところはどうやって税金取り上げるかということが中心部分で、清酒の積極的育成、その品質向上に具体的な援助指導をやつしていくといふ点がどうしても弱かつたんじゃないかというふうに思ふんでありますけれども、いわゆるちょっと初等的質問しますけれども、品質のすぐれた酒というのはどういう酒なんですが、原料米価格の問題というのはこのようないます。

な審議会の権限に属する問題ではないと判断したからではないかと考えておるわけでござります。

ただ私は、審議会がやるやらないという問題でなくて、やはり清酒用の原料米の価格の上昇問題で、逆に一級酒が非常に伸びております。恐らく

そういうような関係ではなかろうかと思つておるわけでございます。

○政府委員(矢島錦一郎君)

ちよつと私も専門家でございませんので、品質がいい酒というのはどういうもののかと言われますと、ちよつと一言ではお答えできぬのでございますが、清酒の級別ではよればまあ品質優良なものというふうにいわれておるわけでございます。これはどういうものが優良かということにつきましては、やはり中央酒類審議会の委任を受けまして、中央酒類審議会のメンバーが、これは非常に学識経験者、お酒屋さんとかあるいは技術者とか、そういう人が集まりまして、現実にまたそういうこともお願いしてあるということで認識しておりますので、コストの上昇を少しでも緩和するためには種々の助成金ををお願いするというような措置もやっております。

おるわけでございます。いま申し上げましたような、新米の問題という問題につきましては、審議会の問題として審議するという問題よりも、むしろ私ども国税庁と役所の間で協議していくべき問題ではないかと考えるわけでございます。

○佐藤昭夫君

いまの答弁ですと、あえて審議会

をすればできることということではありますから、さつきの前向き答弁に従つてひとつやつてくださいよ。

それは次に移りますが、清酒の品質、中でも特級酒にかかる問題について幾つか質問をいたしたいと思いますが、最近地酒の振興だと、古来から伝統のある民族の酒ふるさとの味を守れとか、いろいろな言葉が言われておるわけありますけれども、本当に特色のあるいい清酒をいい水といいお米でひとつつくっていくという方向を積極的に重視をしていく必要があると思うのですけれども、どうも私の見るところ、国税庁なり大蔵省の行政は、今日までは、これからはさつき前向きでやるといふうに言わされましたから注目をしていますけれども、これまでのところはどうやって

特級酒が、最近の傾向といふのはだんだんと課税移出数量が低下をしてきておりまして、五年間の推移を見ますと平均伸び率がマイナス三・七%になつていて。この要因はどういうふうに考えていますか。

○政府委員(矢島錦一郎君)

特級酒だけが特に減った原因を申し上げることはちょっとできないのでござりますが、二級酒も同様に減つております。恐らく

そこでその特級酒が、最近の傾向といふのはだんだんと課税移出数量が低下をしてきておりまして、五年間の推移を見ますと平均伸び率がマイナス三・七%になつていて。この要因はどういうふうに考えていますか。

○政府委員(矢島錦一郎君)

特級酒だけが特に減った原因を申し上げることはちょっとできないのでござりますが、二級酒も同様に減つております。恐らく

したことが力きた原因でいかなかつて、す。生活の洋風化とか、そういうものに根ざしました基本的な需要の減退というのがあると思います。しかし清酒全体を通じて見ました場合には、清酒ぐらい非常にバラエティに富みまして何千種類もあって、しかも特色のあるお酒というものはないというふうに私は思います。そういう意味でおきまして、地酒の育成といったような問題について

直しが行われてしかるべきではないかというふうに思いますが、この点どうですか。

○佐藤昭夫君 いろいろ言われましたけれども、私はだからこそ冒頭大臣にちょっと基本的見地を特別にお尋ねをしておったわけですけれども、今次法案は清酒の関係が相対的に犠牲をこうむるということにならないよういろいろ配慮をしたのだというふうに言われてるのでありますから、ところが結果はそうなつてないじゃないかといふことで一つの具体的な問題を提起をしているわけありますし、私思ひうんですかれども、たとえば

清酒特級の場合には従価税率がむしろ——失礼しました。従量税率です、従量税率。従価と申し上げましたが、従量です。従量税率がかなり上がっていますと、価格帯はわりあい狭くて済むわけですね。ですから非常にむずかしいことになりますて、価格帯の方からそこを狭くしてしまって、なぜになかなかまいらない。そういう非常にむずかしい問題を含んでおるということを申し上げてお答えにしたいと思います。

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

きましても、私どもは一生懸命いま取り組んでおるわけでございまして、少しでも、地方にあっても特色のある酒として選ばれる、必ずしも大手の酒だけがいいお酒ではございません。地方にある埋もれたお酒で一生懸命技術をみがいてりっぱな酒をつくるうとしておられる方がたくさんおられるわけでございまして、そういう意味におきまして特色のある地酒の育成ということは、同時に小メーカー対策にもなるわけでございますし、地域振興の観点から見ても非常に好ましいことであります。

なお、改正後の負担としますと、いまおっしゃったようなウイスキーで負担がリッター当たり千四百十三円、清酒特級では四百十円というふなことになりますので、その競争力を非常に大きくなってしまいます。そこで、この問題をもう少しお聞きしたいのです。つまり清酒の中でもさつき申し上げたように一七・五とゼロということにならざるを得なかつたわけでございまして、やはり特級の負担を引き上げが一七・五であり、ウイスキーは二四・三であり、結果として負担率が累年で比較してどうなるかと申しますと、減免がありました最後の年

政令公布の段階でそこらの問題についてはいろいろな行政上の工夫をやるといったような余地も考えられるんじやないかといったようなこともありますからと思うんですけれども、この点についてはできるだけ早い形で改善、手直しをやるという問題をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、時間の関係でついでに清酒の特級をかかわる税制の問題でもう一つお尋ねをいたしますが、いわゆる特別税率帯というのがありますね。ここ部分は、結局税が要するに生産者の手

○佐藤昭夫君
技術的にどうむずかしいのか私はよくわからぬのですけれども、いずれにしても清酒の関係に懸念がきいているというこの部分をどう改善をするかという問題として、鋭意検討していただきたいと思います。

公取来ておられますか。もう時間ありませんので、質問の要点だけお尋ねをいたしますが、昨年の十月の当委員会でいわゆる表示問題ですね、酒類の表示問題、これについて私は提言をいたしましたして、公取として鋭意指導上の努力をやりますと、そういう表示上の不統一が生まれておるとい

技術的に申しますれば、鶴冠亭室が清酒の技術的面で受けまして、いろんな面で中小のメーカーと接触いたしまして、たとえば原料米の品質と酒質との研究とか原料水の淨化法とか、あるいは清酒とか、あるいは黄醜酒とか発泡清酒をどうしていくかとか、そういうような地方の指導、要請の強いものに対して技術的に立ち入った指導をしていくというものが現実でございます。

取りには一文でもならない、全部すばっと吸い上げられるというこの問題も一つは影響しておると見えます。そういう点で、これの改善について特別額帶の幅を縮小するというこの問題についてぜひ検討してもらいたいというふうに思ふんですか。

○政府委員(大倉貞隆君) ただいまのお尋ねは、率直に申し上げまして技術的に非常にむずかしい点でござります。このたゞ、特別額帶の幅を

うことは芳しくないということで、その後いろいろ接觸指導をやられて、ウイスキーの業界側の方から仮の案ぐらいは出てきておるらしいけれども、しかしまだ煮詰まつておらぬというふうに聞いておるのですけれども、端的に聞きますけれども、この表示問題の解決のためにいつまでに解決を図るのかということと、日限切った指導を行なうことを公取としては考えておられるのかと、そういうことを一つです。

○佐藤昭夫君 いろいろの考え方、指導の手を打っているんだというお話をあります。これは過日〇の衆議院の大蔵委員会でわが党の荒木議員も指揮をした問題であります。この洋酒のサントリー、オールドやG&G、ロバートラウン、こういったものの特徴の増税率、これが結果的には今度の改正案の結果もたらすもの、これが清酒の特徴の増税率より低くなつてくるという、この点は私はさつきからるるやりとりをしてるわけですが、これも、清酒の保護育成を図つていくという見地から見て私は妥当ではないんじゃないかな、何らかの手

反映されたという計算をしてみますと、いま申上げた順番で、清酒特級は三六・七、一級は二六・五、二級は一四・三、ビールは四七・四、ウイスキー特級は五〇・九、一級が四三・一、二級が二六・〇というふうになるわけでございまして、やはり改正の積み重ねがあり、また今回の改正でも上げ幅調整をするというようなことで、今体の流れとしましては、清酒の特殊な事情といふものを酒税法の上で十分受けとめてきているのではなくらうかと私どもとしては考へるわけでござります。

面を含んでおります。したがつて、従量税率の用分と従価税適用分の間をつなぐ、そこがぎくつと段ができないようにならぬという趣旨のものでござりますから、その間に入ってしまうと價格が上がりてもさっぱり手取りがふえないといふ点は、御指摘のとおり、従量従価を併用した結果どうしてもそういう価格帯が一つ出てきてしまう。これがウイスキー類の場合もありあい狭いわけですが、なぜ狭いかというと、従価税率が高いので調整が早く終わるわけです。ですから、

それから、あと免許基準の問題でいろいろ御質問したいことがあるんですけれども、もう時間ありませんのであれば、純粹小売業者の場合は三つほどの要件を軸にして税務署長が認可する。大スーパー、別に大きくなくてもスーパーとか百貨店とかこういうところに店を開く場合は、これは国税局長の判断になるということですけれども、その局長判断の基準が定かでないという問題が一つある。それと当該組合の意見を聞く場合に、いろいろ近畿の関係

の人たちなんかに聞いてみますと、非常に広い範囲の業界のごくトップの人だけの意見を形式的に聞くということで、そのスーパーの中にお店で起きることによって実際に影響を受ける近隣の業者の方々の意見を十分聞くということに運営上ならないわけですが、せっかく国税府長官の通達が早くから出されながら。ということで、ぜひスーパーなどの中に店を開くそれの認可をする場合には、実際に影響を受けるだろうというその近隣の方々の業者の意見を十分聞いていただくというひとつ行政上の留意をよくやつていただきたいとう、以上質問いたします。

で、御答弁は簡潔にお願いいたします。

いましたように、景品表示法に基づきます公正競争

界、特にウイスキーにつきまして指導をやつてき

おきまして従来技術者専門に、技術者が中心とな

当者が中心となつた会議で検討するというような

うに聞いております。従来よりは一歩踏み出して

程度会合を開きながらいろいろ問題を詰めておる

で、私どもとしてさらに強力に指導してまいりた

いと思ひますけれども、名前近くないかね、何とかの案が私どもの方に出来られるのを期待している

わけてございまして、時期を隔るといふことは牛に考えておりませんけれども、できるだけ早くま

とありますように、今後とも強力に指導していきたいと思ひます。

○政府委員(矢島鑑一郎君) いま御質問のごさいましたスープーリーとか大型免許の問題でござります

が、これは国税局長に判断させているわけでござりますが、大型店舗というものは御説明するまでも

なく非常に広範囲にわたって、お客様の吸引力

が非常に高いと、周辺の酒屋さんに対する影響力も大きいといったようなことで、税務署長になかなか判断できないという問題がございます。また、それから大型店の場合には既存の零細小売店のようないわゆる大型店については、免許については慎重に扱う必要があるということをございます。このために国税局長が引き取つて判断をしているわけでございますが、地域によって実情が非常に違うということが実情でございまして、大型店だからといってまた必ずしも既存の小売店に大きな影響を与えていないというような場合もないわけではございません。

それからまた、販売業の免許制度は酒税の保全が目的というようなことでありますし、直接的にやはり零細企業の保護というような社会政策的な観点に立つてないので、やはり中小と大型店という免許基準をなかなか別にできないという問題がございまして、合理的な理由づけができるないということでなかなか国税局長の基準といふのはつくれないというような実情でございますが、とにかくいずれにいたしましても慎重な検討をして上で、影響度などを十分見た上で、私どもとしてはスーパーに対する免許を考えるわけでござります。

それから、御質問にございました近隣の酒販店の意見を十分に聞いていくべきではないかという御質問でございますが、通達が三十二年に出まして、私どもとしては酒販組合に対し業界の意見を聞けということをその長官通達で流しております。その中におきまして当然影響を受けますのは近所の酒屋さんたちでござりますんで、組合が必要に応じてその近隣の酒屋さんの意見を聞くところは当然やっていることではないかというふうがしているのにまた上げるのはどうも早いんじやないかとも思っております。

○野末陳平君 大蔵大臣にお聞きしますけれども、つっこみの間お酒の税金が上がったという感じのことは当然やっていることではないかというふうに思っております。

続き酒税の引き上げをやるという理由はどんなところにあるんですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 再々申し上げておりますように、五十三年度の財政にとりましては非常にむずかしい課題を二つ背負わされた。一つは、当面の経済環境のもとで財政が正面に出て、できるだけ景気対策の主導役を務めなくてはならない、しかし同時に、五十年以降財政は非常に深刻な状況になつておりまして、やはり景気対策と矛盾しない範囲ではできる限りの增收努力をしないとその危機が一層深刻なものにならざるを得ない、将来における負担が一層大きなものにならざるを得ないという状況であるようと考えまして、そのために戰出面におきましては景気対策のために全力投球をする、そのためにはあえて大量の国債発行も辞さない、しかし租税の面では、当面の経済政策全体としてまず許されるではないかという範囲では極力增收を図るべきではないか、有価証券取引税しかり、石油税しかり、租税特別措置法における企業関係の特別措置の縮減しかりといふように考えてまいりました、やはりこの際は国を支えるための会費として、一般的に会費をあやしていただきたいとはなかなか申し上げにくいい状況でございますけれども、お酒を飲んでいらっしゃる方々はひとつ若干会費をふやしていただきませんでしょうかというお願いをしたいというのがこの提案の趣旨でございます。

○野末陳平君 ですから、その会費の中ではなぜ酒税がやり玉に上がつたのかがよくわからないんで、ほかにもあるだろうと思うんですが。

○政府委員(大倉眞隆君) その点は、やはり酒が致酔飲料であり特殊な嗜好品である、したがつてあってさらに申せば、各国いすれの状態を見てても財物資として考えられる特殊な物資である。こういうふうに財政の收支改善を図らうとするときには、欧洲の各國の例を見ましても、ほとんど連年引き上げている国とかあるいは最近一、二年内にわたって引き上げている国というのが多いわけで

ございまして、やはり全体の経済政策の中での政策合意を考へながら、どこに税収を求めるかといふ問題、どうしても有価証券と並んで酒が出てきたとしても、どううに申し上げたらよろしいかと思ひます。いうふうに申し上げたらよろしいかと思ひます。○野末陳平君 そうすると、いま年々引き上げたとお聞きするんですね。
いうふうな表現がありましたが、わが國の場合はお酒の税金は、今回引き上げが仮に決まりますと、その後の問題も含めてお聞きするんですね。
が、消費者に負担を求めるというのは大体どの程度が妥当であるかというようなことをまで考えた上で引き上げかどうか、その辺なんですね。
まず、いまの現行の小売価格における税の負担率を消費者の立場で見ていると、まあいいところへきているんだと思ってるわけですよ。今度改正された負担率は、今までより上がるわけですね。
さて、この先また上げ得る余地を考えながら今回この程度の引き上げにとどめているのか。といふのは、前回もいろんな議論があつたけれども、ここでもう一回上げるということは、前回の上げ方が小幅だったということにもなるわけですね。なんふうに考えますと、この後も酒といふものは、年々あるいは何回も引き上げの対象になつて、可能性のあるものなのかどうか。税務当局から見てどんなものですか。

はり財政状況とそれからその時点における物価とかいろいろなことを全部考えてみて、そしてまた国際的な比較とか、過去の水準とかそういうのを考え、その時点でここまでならがまんしていくた だけるのではないかといふ水準を探していくべきではないかと思います。

それから、前回の増税との関係でございますが、前回の増税は四十三年度以来、間に約六年はさまって五十年度でいわゆる従量税の、決していい言葉ではないかもしませんが、意図せざる減税分を全部ではないけれども一部取り戻させていただきたいという御説明をしておったと思います。今回は実質負担の増加をお願いしておると

今後どういうことになるであろうかという点は、実質的に負担の増加を求めるかどうかというのは、それはやはり今後の財政事情により、また他の税目で負担増額が求められるかどうかによつて

妥当な立論を見出すべきではないか。しかし、ある程度の期間を置きますとやはり従量税部分におきましてはそのおくれを取り戻すという意味での調整は、税の性格上必要になる時期は来るであろうと思います。しかし、そういう意味の調整的な税率改正というものは毎年毎年やるというようなものではないであろう、ある程度の期間を置いてまた必要があれば御審議をお願いするものであらうと考えております。

○野末陳平君 さつきお答えの中で、酒は特殊なものだというようなことちょっとありましたね。そうなると、今後、先ほどからも話題になりまして一般消費税というものを検討しなければならぬという段階になつた場合、このお酒の扱いはどういう位置づけになるんですか。これはぜいたく品とも言えない、大衆品とも——そちらに近いのか、いろいろそういう分け方が妥当かどうかわからませんが、やはりこれは一般消費税を考える場合には特別扱いの品だということですか。

○政府委員(大倉昌隆君) 現に一般消費税を持つております国の例を見ますと、やはり一般消費税

は一般消費税として酒の取引に対し課税され、別途酒に対して特別の負担を求める酒税なりアルコール税なりというものが併存しておると申し上げてよろしいかと思います。仮にわが国で一般消費税の導入が具体化されるということになりますても、やはりわが国の場合も両者が併存するということが予想されるのではないかと思います。ただ問題は、両者併存になつた場合に、どちらかの税で一種の税率調整というようなことをやるのかやらないのかという問題は、今後の検討課題であろうと思います。

○野木陳平君 いま書つたような意味で、併存するものはほかにどんなものが考えられますか、現在いろんな品目ありますけれども。

○政府委員(大倉隆蔵君) その点は、実は仮に導入されるとした場合の導入時点の一般消費税の税率水準がどれぐらいであるかということによつてかなり大きく結果が変わつてくるのではないかうかと思います。

現実の問題としましては、やはり一般消費税といふものは、仮に導入されるとしますれば、物価に与える効果といふものを無視できない性格のものでございますから、非常に大きな、ヨーロッパでやつてゐる様に標準税率が二ヶたであるというようなものがいきなり入つてくるというふうにはどうしても予想ができないわけで、したがつて、その意味で言えばその導入時点で直ちに調整しなくてはならない税目、調整という意味はやめてしまふというような税目というのは実は余り多くないのではないか。ただ、残したままで税率調整をどの程度やることが必要かという問題になるのではなかろうか。そんな感じがしておりますが、しかし、これは税制調査会で十分議論を詰めていただからなくてはならない項目でございますので、いまお答えしておりますのは、私限りの漠たる感じという程度でお受け取りいただければ幸いです。

は一般消費税として酒の取引に対し課税され、別途酒に対し特別の負担を求める酒税なりアルコール税なりといふものが併存しておると申し上げてよろしいかと思います。仮にわが国で一般消費税の導入が具体化されるということになりますても、やはりわが国の場合も両者が併存するということが予想されるのではないかと思います。ただ問題は、両者併存になつた場合に、どちらかの税で一種の税率調整というようなことをやるのかやらないのかという問題は、今後の検討課題であろうと思ひます。

○野末陳平君 いま言つたような意味で、併存するものはほかにどんなものが考えられますか、現にいろんな品物ありますけれども。

○政府委員(大曾根隆君) その点は、実は仮に導入されたとした場合の導入時点の一般消費税の税率がどれぐらいであるかということによつてかなり大きく結果が変わつてくるのではないかからうかかと思います。

○政府委員(大倉宣陸君) 日本の場合、たゞこは専売益金という特殊な制度のもとにあるという点を若干留保させていただきました上で、実質的に税であるとして考へる場合には、やはり同じような位置づけになるの方が多い。ただ、専売がいまのまま残つておりますと、専売の取引に対し付加価値税を課税するのかしないのかということは、別の角度からの検討が必要になるかもしないと感じております。

○野末陳平君 初めの方に戻りますけれども、景気対策と矛盾しない範囲で增收を図らなきやならぬと、これは当然だと思いますから、その意図はいいんですけども、その場合に、ほかにいろいろあるだろうに酒をということで、余り賛成もできないんですがね。

ぼくは個人的に、いま酒税の引き上げで平年度一千九百何十億ですか、それを國るならば、たとえばギャンブル税みたいな方がもういい税だと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君)　日本の場合、たゞこは専売益金という特殊な制度のもとにあるという点を若干留保させていただきました上で、実質的に税であるとして考へる場合には、やはり同じような位置づけになることの方が多い。ただ、専売がいまのまま残つておりますと、専売の取引に対して附加価値税を課税するのかしないのかといふことは、別の角度からの検討が必要になるかも知れないと感じております。

○野末陳平君　初めの方に戻りますけれども、景気対策と矛盾しない範囲で增收を図らなきやならぬと、これは当然だと思いますから、その意図はいいんですけども、その場合に、ほかにいろいろあるだろうに酒をということで、余り賛成もできないんですがね。

ぼくは個人的に、いま酒税の引き上げで平年度千九百何十億ですか、それを図るならば、たとえばギャンブル税みたいな方がもういい税だと思ひますよ、支持される税といいますかね。だからそんな意味で、これを比較するわけじゃありませんが、たとえばこのギャンブル税なんというのはどうして、構想が幾らかあつたにもかかわらず断念したのか。そして酒税をそのかわり選んだわけじやないでしようが、やはり增收を図るという意図のもとに酒税の引き上げを決めたのか、その辺がわからぬ。ギャンブル税なぜ、どこにネットがあつたんですか。

○政府委員(大倉眞隆君)　ギャンブル税は、その名前がギャンブル税というのがいいかどうかわからませんか。断念したと申しますよりは、税制調査会の方で継続審議ということになりました。なぜいますぐ踏み切れないかという角度からの御質問としてお答えいたしますと、現在すでにギャンブルの収益というものは、納付金とかいろいろな形で公共支出財源に実はなつてゐるわけでございます。

そこで、主として中央競馬を除きますとみんな地方団体が施行者ということでございまして、現

在の問題は、むしろ地方団体の中でそういう財源の配分をもう少し均等化すべきではないかと、そつちの方が先ではないかという議論が一つございます。これは、公営企業公庫へのあれは納付金と申しましたか交付金と申しましたか、というものである程度調整がとられつつあるわけでございますが、その問題を含めて、施行団体だけではなくて、すぐ隣のところはいろいろとギャンブル公害を受けるからとか、いろいろな議論がいまなされつつある。

それともう一つは、申し上げたように中央競馬だけがやつておりますので、国の収益としては中央競馬会の納付金に改善の余地があれば、納付金を改善することで実質的に答えは同じになるわけでございますが、地方管につきましては、国が税の形で吸い上げるということを考えると、施行者団体の側は配当率が下がる、つまり納付金プラス國税になっている、配当率が下がる。納付金を減らすのはそれは地方財政の上から困るから、納付金率は減らさない。そうすると配当率が下がるんで売り上げが減る、かつまたのみ屋がふえる。そうすると、結果として地方財政に寄与する部分がむしろ減ってしまう危険がある、こういう主張があるわけです。配当率が下がつたら本当に売り上げが減るのかねというの、そこは実はよくわからんんでございますけれども、そういう議論が強い。もう一つのみ屋の話というのは、それはどこへ行つたっていっぽいで、実際に入場できなかいらという面が大きいんだから、もつと場外売り場をふやしたらいいではないかという議論がございますが、これは野末委員よく御承知かと思ひますけれども、いわゆる長沼答申というのがまだ生きておりまして、あの答申の状態以後はふさないんだと、場外は、という考え方方がひとつまだ生きている。それらの問題すべてを含めまして、いま何と申しましたか、公営競技問題懇談会というのがつくられておりますので、その審議の模様もう少し見きわめたい、いろいろとく申し上げましたが。というのは、いろいろな意見が

錯綜しております。まだ継続審議の状態でござります。

○野末陳平君 いろいろな事情があることもなし
かで、また新税ですから、つくるときにはそういう
う問題一つ一つぶつかると思うんですが、それに
してもそういうむずかしいのがあるからと、何か
酒の方は余りなくして、むずかしいことが、わりと
安い引き上げだというふうに大臣考るんでです
よ。だから、これはどちらを選べといふ問題じやない
ないんですけども、もう少しことし当たり新税
をつくると、いかが酒の引き上げ以外に増収を図る
ことをやつてほしかったと思ひますね、不公平税
制などといふのも出ておりましたけども、そういう
ことをも含めましてね。

ショウチュウのぞは、いわば大衆が愛飲するものだというような観点から、かなり低い税率になつて税額も低いですね。そうなつてあるんですがあの負担率になつていますよね、現在でも。そうですね。そうすると、今度全く酒とは別ですか、宝石とか毛皮とか、これはぜいたく品、これは同じく比較することは無理ですよ。無理だけれども、消費するということから考えますと、これはこちちはだれが見てもぜいたく品だと、こういうものもせいぜい一三%から一五%ぐらいの負担ですとありますね。何か非常にアンバランスだという気がしましてね。担税能力のあるところに税を求めるんだとしてるならば、これは一休どうなつてあるんだと、比較が無理というよりも、こういうことが生まわるのはもうやむを得ないんだからということなのですがね。どうなんですか。片や大衆の飲むしよやモンドもせいぜいその程度の負担率、どう考ふてもおかしいと思うんですけど。

角度から、もう少し宝石とか毛皮とかゴルフ道具とかいうものの負担が高くていいではないかといふ御意見は、別の機会にも私もよく伺うことがございます。ただ、言いわけじみて恐縮でございますが、やはり個別消費税体系で考えられますが場合には、それぞれの個別消費税の中での一つの限界というものがどうしてもつきまととうではなかろうかと、たとえば極端な例でございますが、毛皮に対し、あるいはゴルフ道具の方がいいかもしませんが、ゴルフ道具に対して、小売価格に対して五〇%の負担を求めようかと考えると、製造段階では大体一〇〇%の税率にしないといけないので、なかなかうかと思います。やっぱり物品税という体系の中でのおのずからなる限界というものがどうしてもつきまとつてしまふ。同時にまた、酒というのはやはりどの国でも習慣性を持つ致酔飲料であるという非常な特殊性も考慮に入れられて、ほかの物品に比べると特別に高い負担を求める例が多いわけでございます。なかなか日本の物品税のようなものを持ってくる国がございませんので、実例が引用できないわけでございますが、私はいま正確に記憶しておりませんけれども、イギリスは付加価値税を採用する前には仕入れ税という税がございまして、これは日本の物品税よりもかなり広い範囲に課税しておりますが、性格的には日本の物品税と同じものでございますが、そのときもたしか製造あるいは卸段階での最高税率というものは五〇%ぐらいにとまっていたんでなかろうかと思います。したがいまして、小売段階で言いますと、マージン率によりますけれども二五とか三五とかいうことにとまってしまっていたんではなかろうかと思います。それに対しても、ウイスキーは大体七、八割でございます、イギリスの場合小売価格に対する負担率は、ですから、どうしてもそことの差というものは酒の特殊性といふことひどく御理解いただくよりしようがないんでなかろうかといふふうに感じております。

はわからんないんだけれども、特殊性を強調すればするほど弱みにつけ込まれているみたいな感じがして、カモにされているというか、酒というのは。だからまた税務当局は取りやすい税の一つでしようけれども、どうも何か欣然としないところがありますよ。局长はダイヤは高くてもいいと、うふうにお受け取りになつたけれども、もつと高くてもいいじゃないかというようなことから御答弁になつたけれども、逆に言えば、酒飲みから言ふと恐らくしょうちゅう、二級酒はもつと安くてもいいんだと、こういうことも言えますから、何とも諸外国と比べても我が国はまた事情も違うしいうのはむずかしいような気がしますね。酒飲まないぼくがどうも何か首かしげるようなもので。

物品税の話も出てきましたので、それに関連してさらにお聞きしたいと思いますが、先ほどは、もし一般消費税というものを検討していく段階になつたら、お酒は特別扱い、あるいは二段構えの一類類の税の対象になると言いますが、併存するというようなことをおっしゃいましたが、いま六十数品目あるこの物品税の位置づけですね、一般消費税の中に吸収されてしまうものなのか。それとも新たに仮に一般消費税が創設されるという構想のもとに検討を始めたときに、どうでしょ、いまの六十数品目の物品税はどういう扱いになりますか。もちろんいろいろな品目ありますが、ますます大ざっぱに見て。

ほど自信を持つておるわけではございませんけれども、私の理解しておりますところでは、まずは戦争という状態で物品税というものが出てきた。したがって、創設の初期におきましては非常に広い範囲のものが課税対象になつておったというふうに私としては理解しております。野菜は入らないけれども果物は入ると、そうするとミカンは果物かというような議論がすいぶんあつたという話もよく聞かされました。非常に広い範囲を課税対象にして取り上げて、いまにして申せば、言葉は悪いかもしませんが、戦費調達の一部などいうことで、かなり重要な位置を占めていたのではないかと思うわけでございます。したがいまして、それ以後の物品税の歴史というのは、広い課税範囲をだんだん狭めていくと。主として奢侈品、便益品というものは残つてもいいだろけれども、まあとにかく果物なんかから先にくし、それから家具もかなり免税点が上がるというかこうで落ちていくし、という歴史をたどつてきておるよう思います。その間、税率もかなりの幅でいろいろに決められておりましたものを、何年でございましたか、とにかく税率簡素化という別の面からの御議論もあって、いまの税率の組み立て方は製造段階課税は原則として二〇か一五、特にこれももう少し高くてもいいではないかというの三〇。これはまあ物品税に残すには残すけれども、ちょっと負担としては一番低くいいじゃないかというのが五五というような形で引き上つたという歴史がある。したがつて、いま白紙の状態でなぜこれが三〇でありなぜこれが二〇であるかといふうに問い合わせられますと、なかなかその一つ一つについての説得的な説明というのはむずかしい。それなりにその歴史があり、それぞれのバランスが議論され、バランスが議論されながら全体としてまあこの辺かという歴史が積み重なつて今日に至つていると申し上げるのが一番いいんではないかと思いますが、ただ私もそう古い時期におつたわけではございませんので私が申し上げておる方が間違つておりますたらむしろ大臣から直

していただかなければいけないと思います。

○野木陳平君 そうしますと、何か税率の決め方でも感じで決めたような、それからだんだん広い範囲のものが狭くなってきたというけど、これも何を感じもしましてね、それは現行残っているんですね。だから、初めからくつたわけじゃありませんから、理屈で割り切れない面もあると思いますが、となく原則が、ルールというか、何かないような感じもしましてね、それは現行残っているんですね。どうも税率もこれは何となく三〇がいいだろ、うとか、そういう決め方はちょっとこれからはもう通用しないと思いますね。ですからどうなんですか、どうか、大臣、今後どういう形の消費税ができるとも、やはりぜいたく品というものは恐らく、永久にとは言いませんけれどもかなり長く残るわけですね。それは特別高い税率をかけるのが当然だと想うんですよ、別扱いするのが。

そこで、ぜいたく品といわゆる一般品というもののをどうしても分けざるを得なくなつてくる。その場合にぜいたく品とは何かという定義はなくちやまざいと思うんですね。十年前はたとえばブルーミクーラー、エアコン、ディッシュナードみたいな、あれがぜいたく品だったかもしれないが、いまはそもそも言えなくなつていて、この時代の変遷もまたありますから、それはそのときに応じてまた変えてればいいわけで、いまこの時点では、大臣、ぜいたく品というのは一体どういう物を考えたらいいのか。これは高い物は抵抗能力があるからというふうに考えるべきなのか、それともたくさん的人はまだこれをとても使用できないというような物、希少価値のようなところでとらえるのか、ぜいたく品についてどういうお考えか、それをちょっと大臣にお聞きしたいですね。

人税の場合でも、必ず何%でなくてはいけないものはないんだから、それはそれでいい。しかし、申しあげたつもりでございますが、まあそういうことだけは、ぜいたく品だけではなくてやはり便益品の積み重ねだらうと思うんです。やはりその時点において、大多数の方々が、まあそういうことだと、いって納得していただけるものを探すという作業の積み重ねだらうと思うんです。そういう趣旨で申し上げたつもりでござりますのが、一点と、もう一つは、ぜいたく品だけではなくてやはり便益品というものがかなり色濃くいまの物品税には残っていると思います。つまり別の角度からの議論をなさる方は、いまや自動車は大衆の生活必需品で、何がぜいたくであるかというのは、おつしやはりそれは自動車というのは便益性が高いんだから、それをお買いになる方には物品税の負担はしていただきたいというふうに申し上げるわけですが、何がぜいたくであるかというのは、おつしやはりそれも便益性が高いんだから、それをお買いになる方には物品税の負担はつたからもはやぜいたく品でない、あるいは便益品でないという考え方というのはなかなかすぐには採用できないのではないか、そういうふうに考えておりますが。

ますが、建築税といつもののはもうなくなっているわけでございます。それから遊興飲食税でございますが、いま料理等消費税ということで地方税で残つております。一律に百分の十という形で残つてゐるわけでございます。人場税もひところたしか百分の二百ぐらいいつたと思ひますが、いまはほとんどもうかかる形になつてないと言つた方がいいわけでございまして、演劇については三千円、それから映画については千五百円でございますので、ほとんど大部分はかかる形でない、ごく一部に残つていると、こういうような形になつてゐるであらうと思います。物品税も、これもたしか高いところは百分の百ぐらいまでいきましたか、そんなに高くはなかつたと思ひますが、いつたと思ひます。これを戦前の税率に直そうというのが昭和三十八年でございまして、それがいま主税局長から言いましたように、おのずから間接税というものは限界があるじゃないかと、まあ當時まだ高度成長の時代でもあつたわけでございますので、そこで五段階かもつとありました税率を、基本税率を大体一〇と二〇に置いたと思ひます。小売りの方は一〇、それから製造の方は二〇と、多少そこにばらつきを置きましたして税率構造を組んだと思うのでございます。

り、それから消費の多様化、そしてその間に選択が行われるわけでございますから、そこにはいろんな主觀に入るわけでございます。そういう意味で、個別消費税の限界というものがやはり世界史の間接税史上起りつつあり、それが一つ、やはり間接税に相当ウエートを置くにおきましては付加価値税とか一般消費税というものに移ったのではないか、そのように理解しているわけでございます。

なく一般消費税が一番いいみたいな話になつてしまいますが、それでも、ただそういう場合に、まだ幾つもお聞きしたいことがあるのですが、いまの物品税の中に非課税のものがあるわけですね。なぜそれが非課税になつたかというのは、いろいろな理由があるでしようから、ええと、聞きませんけれども、こういうのは一つの既得権として残つていて、どうか。その辺もまた別の角度から考えないと、これはやはり物品税の欠陥だと思うのですね、こういう非課税を幾つかつくたということは、やむを得ない理由があるにせよ、やはりおかしい。もつとも物品税そのものがいまや非常に矛盾しているというか、おかしいと思うのですけれども、それともこれを白紙に戻すべきなのか、考え方でいいんですけれども、これはどうですか。

○政府委員(大倉眞隆君) ちよごと御質問の趣旨を私誤解しておるかもしませんが、仮に一般消費税が導入されるということを考えた場合に、いま物品税が課税されているものの処理がどうなるかは先ほどお答えした方向ではないかと思うわけでございます。

それで、一般消費税の方でどういうものを非課税にするのかということになりますと、それは先ほど多田委員にお答えいたしましたように、まだ中期答申では基礎的食料品という程度の抽象的なものにとまつておりますが、インスタントラーメン試案なり素案を詰めていただく過程でもう少し具体的に拾っていく。米は当然非課税ではないかとまずは考えておりますが、インスタントラーメンというあたりが一体どっちなのかねという議論をかなり慎重に詰めていただくということでございまが、いずれにしてもいまの物品税の、歴史的な背景を背負った物品税非課税というものは非常に異質な物の考え方で整理をされるんじゃないかなと思っております。

○野末陳平君 いまのお答え、後で聞こうと思つていたところですけれども、さきにお聞きしたのは、物品税の品目の中で、たとえば家具なら家具の中で桐はいい、漆製品はいいとか、そういう意味の非課税の特別扱いを受けているもの、これを既得権として残すのか、白紙に戻すべきなのか、そのこともお聞きしたいわけです。

○政府委員(大倉眞隆君) それは一つの考え方として、今国会ではございませんでしたけれども、国会でときどき御指摘を受ける問題でございます。ただ、物品税の歴史の流れの中で非課税の方に整理されました理山づけの一につ、メーカーが主として中小零細メーカーだけでなかなか転嫁ができないとか、あるいは伝統工芸品を育成しなくてはならないからこれは値段は高いけど特に非課税だとかいうふうな、いろいろの経緯をしょつておりますので、高いものの代表例としてよく言われますのは桐だんすと西陣の織物でございますが、両方ともいま申し上げたような理山で現在非

課税になつておられますので、仮に新規物品の課税ということを考えなくてはならないという状態がまだあるかもしれません。というのは、先ほど物品税はもっぱら課税範囲の縮小という歴史だと思います。うふうにだけ申し上げましたが、しかし、歴史の中では新しく開発された物品税、すでに課税されている物品とのバランス上新たに取り入れてきたものもう一遍見直していくということは常に私どもとしては必要だと思います。ただ、直ちにそれが現在非課税の物品を課税に持ってくるという、直ちに具体化されるかと申しますと、やはり長い歴史をじょっており経緯をじょっておる、当時主張されたことといまと事情がどう変わっているかということも考えてみなくてはならないだらう、そう考えております。

○野末陳平君 じゃ税調に非課税枠を検討するようになつたような課題が今後、今度の国会後の税調の審議に出てくるとなるのを新聞の記事でちょっと読んだんですけども、基礎的食料品が何かということも一つですね。それからいま言つた長い歴史をじょっていると言われる伝統工芸品とか、それから中小メーカーのものであるとか、そういう理由もまだ生きてくるわけですか、非課税の物品を考える場合に。

○政府委員(大倉宣隆君) でございますので、先ほど一般消費税の課税対象外に置く品目の選び方というのは、物品税の場合とは全く異質の角度で考えることになるんではなかろうかと申し上げたのでございます。

○野末陳平君 まだ具体的にいろんな案が出でていない段階ですから、余りお聞きしてもはつきりした答えはないと思うんですが、大臣に最後にお聞きしたいのは、間接税を簡化する方向というのはまあ世界的傾向であるかもしれないし、それから我が国の場合でも直間の比率でいけばやはり間接税にもっとウエートをかけてもいい、ここまででは

いるというのもこれもやむを得ないと考える段階では。でも一つ心配というか疑問なのは、間接税を強化していく場合にこの逆進性を考えると、所得税の累進構造はいまのままでバランスがとれる累進構造も一部もう少しきつくしなければバランスがとれないのか、それともこの所得税の方はそのままにしておいて間接税を強化する方向を考えてもバランス上はおかしくないのか、その辺のお考えをお聞きしておきたいんです。そうしないと、何かどうしても常に大衆課税というような観点に立ちますと、やはり間接税強化されるときは一番しわ寄せを食うのはやはり三百万、四百万、二百万とか、まあいわゆる大衆ですから。そこで所得税の累進構造と間接税強化というこのバランスを今後どうお考えになつておられるか、それをお聞きして終わります。

○委員長(鷲崎均君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求めるその意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鷲崎均君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

現行でございますと、やはり一般的に申しますればアメリカが所得税比率、所得再配分機能の一一番強いところでございますが、八〇%以上はもう直接税、それから日本はその次だと、こういうわけでございます。そういった国際的水準を考えながら、今後のいろんな需要に対応するためにはどのような租税体系を考えるべきか、その一つの大きな問題としてまあ消費税が浮かんできたと、こうしたことでございますが、あれやこれやと考ふて、やはり慎重な答ふが出来ることを期待しております。また、当然そうであろうと思うわけでござります。

つちの方にどうなるのか、この問題を考えていかねばならないと思います。また歳入面だけを考える場合にも、そういう全体として一体税体系の所得再配分機能はどうなるのか、この問題も忘れてはならないのであらうと思うわけでございまして、かなり広範の検討がやっぱり背景としては、当然もういままでやつてきておりますし、税制調査会もその点に十分留意しながら検討が進められることであらうと、こう思つておるわけでござります。

うのを当然考えていいかなくちやならないわけでございます。したがつて、歳入面でどのように考えるかという問題があわせて、歳出面は一体ど

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳴崎均君） 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

次回は、四月十八日午前十時に開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十一分散会

酒税法及び酒類製造業の安定に関する特別措置
法の一部を改正する法律案

酒税法及び酒類製造業の安定に関する特別措
置法の一部を改正する法律案

酒税法の一部改正

第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部
を次のようより改正する。

第三条第四号中「第八条第三号及び第十八
条第一項第二号」を「及び第八条第三号」に改め、
同条第八号中「左に」を「次に」に改め、「二十二
度未満」の下に「イに掲げる酒類については、
エキス分の度数を問わない。」を加える。

第十八条の見出し中「こうじの製造又は販売
業の開発等」を「販売場を設けていない酒類販売
業者の住所の移転」に改め、同条第一項から第
四項までを削り、同条第五項中「又はこうじの
販売業者」を削り、同項を同条とする。

第十九条の見出し中「相続等」を「相続」に
改め、同条第一項中「。第四項において同じ。」
を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第二十二条第一項第一号中「三十四万九千円」
を「四十一万円」に、「二万九千八百二十円」を「二
万五千六百四十円」に、「二十六万九千七百二十円」
を「三十万七千五百四十円」に、「二十万四千円」

十円」を「一万三千八百二十円」に、「十四万八千六百八十四円」を「十五万八千九百二十円」に改め、同項第三号中「四万八千六百円」を「五万三百五十円」に、「一万三百二十円」を「一万千三百七十円」に、「三万五千円」を「三万八千五百円」に改め、同項第四号中「五万五千三百円」を「五万八千円」に改め、同項第六号中「七万七千円」を「九万五千七百円」に、「二万九千三百円」を「三万六千二百円」に、「二万四千円」を「二万九千八百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に、「四千九百円」を「六千八十四円」に改め、同項第七号中「百十三万六千九百円」を「百四十一万三千九百円」に、「二万四千四百六十円」を「三万四百十円」に、「五十二万五千四百円」を「六十五万七十円」に改め、同項第八号中「十四万八千円」を「十八万三千九百円」に、「二万八千円」を「二万八千八百八十円」に、「十四万八千円」を「十八万一千三百七十円」に、「五十万五千四百円」を「六十五万二千八百円」に、「二万三千二百四十円」を「十八万八千八百八十円」に、「一百十三万六千九百円」を「一百四十二万三千二百円」に、「二万四千六百六十円」を「三万四百十円」に、「十八万一千四百円」を「二十二万七千九百円」に、「一万二千二百三十円」を「一万五千二百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に、「四千九百円」を「六千八百四十円」に改め、同項第九号中「十八万三千四百円」を「二十二万七千九百円」に、「一万二千二百三十円」を「一万五千二百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に、「四千九百円」を「六千八百四十円」に改め、同項第十号中「十二万九千六百円」を「十六万一千百円」に、「八万九千二百万円」を「十一万九百円」に、「四万八千九百円」を「六万七百円」に、「五万八千七百円」を「七万

「一千九百円」を「四千九百円」を六千九百円に改め、同条第二項中「六千九百円」を「七千五百円」に改め、同条第三項の表清酒の項中「三十四万九千円」を「四十万八百円」に、「二十万四百円」を「二十一万四千二百円」に改め、同表しようちゅうの項中「四万八千六百円」を「五万三千四百円」に改め、同表みりんの項中「五万五千三百円」を「五万八千円」に改め、同表果実酒類の項中「七万七千円」を「九万五千七百円」に、「五万八千七百円」を「七万二千九百円」に改め、同表ウイスキー類の項中「百十三万六千九百円」を「百四十一万三千二百円」に、「五十二万五千四百円」を「六十五万一千八百円」に、「十四万八千円」を「十八万三千九百円」に改め、同表スピリット類の項中「十四万八千円」を「十八万三千九百円」に、「十八万千円」を「二十二万四千九百円」に改め、同表リキュー類の項及び雑酒の項中「五万八千七百円」を「七万一千九百円」に改め、同条第四項中「1,100円」を「200円」に改める。

み又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「第六号」を「第一号」に改め、同条第三項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改め、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十九条第一項第一号中「第十八条第五項」を「第十八条」に改める。
第六十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号まで二号ずつ繰り上げる。
(清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正)

第六十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号まで二号ずつ繰り上げる。
(清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二条 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のよう改止する。

第三条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「昭和四十八年十一月三十日まで」を「酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第二号)の施行の日から昭和五十六年十一月三十日まで」に改め、同条第三項中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 経営の改善その他清酒製造業の近代化を図るための事業

第七条第二項中「製成数量」を「移出数量(政令で定めるものを除く。)」に、「こえる」を「超える」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第三条第八号及び第二十条の改正規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。(一般的経過措置)

第二条 昭和五十三年五月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった酒税

については、なお從前の例による。

(果実酒に係る製造免許等の経過措置)

第三条 改正前の酒税法(以下「旧法」という。)の規定により雑酒とされていたもののうち、酒税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法(以下「新法」という。)の規定により果実酒(エキス分二十度以上のものに限る。)の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四条 次に掲げる酒類のうち、指定日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三号の次に次の一号を加える。

二 経営の改善その他清酒製造業の近代化を図るための事業

第七条第二項中「製成数量」を「移出数量(政令で定めるものを除く。)」に、「こえる」を「超える」に改める。

二 清酒一級、しようちゅう甲類、本直し、ビール及び雑酒

二 前号に掲げる酒類以外の酒類(当該酒類について新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。)

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた前条各号に掲げる酒類について、指

る酒税の税率は、新法の税率とする。

酒税法第二十八条の二第一項	酒税法第二十八条の二第六項	酒税法第十三条第一項	酒税法第十二条第一項	酒税法第十三条第三項	酒税法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	同法第十三条第三項	同法第十二条第三項
同法第十一条第三項	同法第十一条第三項	同法第十二条第三項	同法第十二条第三項	同法第十三条第三項	同法第十二条第三項
同法第十八条规定する酒類の製造場又は保税地城以外の場所において附則第四条各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場合で所持する場合には、その合計数量)が千五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを指定日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第四条において準用する場合を含む。)
2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地城以外の場所が沖縄県の区域内の場所であるかつ、同項の附則第四条各号に掲げる酒類	3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。	4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十三年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、	2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税	3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。	4 第一項の規定による酒税額については、税務

これを徴収する。

第一項に規定する者は、その所持する酒類で

同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯

藏場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごと

の数量その他の政令で定める事項を記載した申告

書を、指定日から一月以内に、その貯蔵場所の

所在地の所轄税務署長に提出しなければならな

い。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に

掲げる酒類製造者が政令で定めるところによ

り、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴

収された、又は徴収されるべきものであること

につき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る

酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を

受けたときは、当該酒税額は、新法第三十条の

規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者

が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に

該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製

造場から移出により納付された、若しくは納

付されるべき又は保稅地域からの引取りにより

納付された、若しくは納付されるべき若しくは

徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)

に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又

はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類

で、第一項の規定により酒税額を徴収され

た、又は徴収されるべきものが該當製造場に

もどし入れられた場合(当該酒類で酒類販売

業者から返品されたものがその他の酒類

の製造場に移入された場合その他政令で定め

る場合を含む)同項の規定の適用がないも

のとした場合における当該酒類の酒類製造者

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者

が、他の酒類の製造場から移出され、又は保

稅地域から引き取られた酒類で第一項の規定

により酒税額を徴収された、又は徴収され

るべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒

類をその移入した製造場から更に移出した場

合 当該酒類製造者

(罰則に係る経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの附

則の規定によりなお從前の例によることとされ

る酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお從前の例によ

る。

第五十二条第一項中「一千円以上三千円以下」

を「三千円以上九千円以下」に改める。

(栄養改善法の一部改正)

第六条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四

十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「三千円」を「三万円」に、「ち

ょう附しなければ」を「はりつけなければ」に改

める。

(麻薬取締法の一部改正)

第六条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)

の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「左の」を「次の」に、「四十

円」を「一万二千円」に、「二千円」を「六千円」

に、「五百円」を「千五百円」に、「三百円」を「九

百円」に改める。

(薬事法の一部改正)

第七条 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)

の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「五千円をこえない」を「八千円を超えない」に改める。

(農業試験法の一部改正)

第八条 農業試験法(昭和二十三年法律第八十二

号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「三万円をこえない」を「六万

円を超えない」に改める。

(旅券法の一部改正)

第十二条第一項中「五百円」を「千五百円」

に、「千円」を「三千円」に改める。

(旅券法の一部改正)

第十三条 旅券法(昭和二十六年法律第一百六十七

号)の一部を次のように改訂する。

第十四条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第十五条 第二項中「左の」を「次の」に改め、

円を超えない」に改める。

第十二条第五項中「千円をこえない」を「二千

八百円を超えない」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十六条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第

二百九号)の一部を次のように改訂する。

第十七条 第二項中「左の」を「次の」に、「但

し」を「ただし」に改め、同項の表第一号中「百

円」を「三百円」に改め、同表第三号中「千円」を

「二千円」に改め、同表第四号中「百円」を「三百

円」に改め、

第三十六条第一項中「左の」を「次の」に、「但

し」を「ただし」に改め、同項の表第一号中「百

円」を「三百円」に改め、同表第三号中「千円」を

「二千円」に改め、同表第四号中「百円」を「三百

円」に改め、

第十三条 農業試験法(昭和二十六年法律第六百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第十四条 農業試験法(昭和二十六年法律第六百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第十五条 第二項中「左の」を「次の」に改め、

同表第九号中「千円」を「三千五百円」に改め、同

表第十号中「七百円」を「二千五百円」に改め、同

表第十一号中「三百円」を「八百円」に改め。

(飼業法の一部改正)

第十六条 飼業法(昭和二十六年法律第一百六十七

号)の一部を次のように改訂する。

第十七条 第二項中「千円をこえない」を「三千五百円を超えない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十八条 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第十九条 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

田を超えない」に改める。

第十二条第五項中「千円をこえない」を「二千

八百円を超えない」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十三条 第二項中「左の」を「次の」に、「但

し」を「ただし」に改め、同項の表第一号中「百

円」を「三百円」に改め、同表第三号中「千円」を

「二千円」に改め、同表第四号中「百円」を「三百

円」に改め、

第三十六条第一項中「左の」を「次の」に、「但

し」を「ただし」に改め、同項の表第一号中「百

円」を「三百円」に改め、同表第三号中「千円」を

「二千円」に改め、同表第四号中「百円」を「三百

円」に改め、

第十三条 農業試験法(昭和二十六年法律第六百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第十四条 農業試験法(昭和二十六年法律第六百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第十五条 第二項中「左の」を「次の」に改め、

同表第九号中「千円」を「三千五百円」に改め、同

表第十号中「七百円」を「二千五百円」に改め、同

表第十一号中「三百円」を「八百円」に改め。

(飼業法の一部改正)

第十六条 飼業法(昭和二十六年法律第一百六十七

号)の一部を次のように改訂する。

第十七条 第二項中「千円をこえない」を「三千五百円を超えない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十八条 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第十九条 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第二十条 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第二十一条 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第二十二条 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百

四十九号)の一部を次のように改訂する。

昭和五十三年五月八日印刷

昭和五十三年五月九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C